

花の都・ちば ささえあいプラン

千葉市地域福祉計画 平成18～22年度



ちいきの力で

はなしあい 助けあい

なかまと暮らす

千葉市



「花の都・ちば」
シンボルキャラクター
ちはなちゃん

- 計画の名称は、千葉市が花のあふれるまちを都市のイメージとしていることから、“**花の都・ちば ささえあいプラン**”としました。
- サブタイトルは、“**ちいきの力で はなしあい助けあい なかまと暮らす**”で、「住民参加」「連携」「共生」の地域福祉を進める上での大切な視点を表しています。
- ちはなちゃんは、「花の都・ちば」のシンボルキャラクターです。

表紙の絵は、千葉市社会福祉協議会 平成17年度 福祉のまちづくり推進福祉体験 標語・ポスター作文コンクール、ポスター小学生の部において、「社会福祉協議会会長賞」を受賞した作品です。

本コンクールは、福祉・ボランティア教育の一環として、千葉市内の小・中学校児童・生徒に福祉・ボランティア体験に関する作品を募集、優秀な作品を表彰して、子どもたちに対する福祉への気づきと市民に対する福祉への理解を目的に、毎年実施しています。

市長メッセージ

今、“地域の力”が問い直されています。

「親身に相談にのってくれる人が欲しい」「ひとり暮らしのお年寄りが買い物、ごみ出しなどに困っている」「子どもの安全を守りたい」「障害者が気軽に参加できる地域活動があればいい」・・・

わたしたちのまわりには、様々な生活上の課題があります。こうした課題に対応し、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、日頃からお互いのことを知り、人と人とのつながりを大切にするまちづくりを進めることが重要になっています。

そこで、このプランでは『ちいきの力で はなしあい助けあい なかまと暮らす』を地域福祉を進めていく上での大切な視点として掲げ、地域住民や関係者が、それぞれの特性を生かした役割分担のもとに生活課題の解決に向けて取り組むこととしています。

市としても、こうした地域の取組みを支援する施策の一層の充実に努めて参りたいと考えておりますので、市民の皆様方の参加とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたり約2年間にわたり活発なご議論をいただきました地区フォーラム委員をはじめとする皆様方に心からお礼を申し上げます。

平成18年3月

千葉市長 鶴岡 啓一

目 次

第1章	なぜ、いま地域福祉計画なのか	1
1	地域福祉計画とは	1
2	地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割	3
第2章	千葉市の現状	5
1	位置・気候、沿革	5
2	地域福祉のあゆみ	6
3	地域福祉をめぐる社会情勢	7
4	地域福祉活動の状況	16
第3章	地域福祉計画の概要	22
1	住民参加による計画づくり ―策定の経緯―	22
2	区計画と市計画との関係	27
3	他計画との関係	29
4	計画期間	34

- 千葉市の地域福祉計画は、住民が参加・活動する内容を定めた区ごとの「区計画」と、行政が取り組むべき内容を定めた「市計画」があります。
- 市計画では、住民参加による地域活動を支援するために全市的に実施する公的施策や地域福祉の基盤づくりなどを盛り込んでいます。
住民参加を主体とした地域福祉の具体的な取り組みを知りたい場合には、それぞれの区ごとの計画書をご覧ください。

第4章 地域福祉を進める5つの基本テーマ	35
第5章 基本テーマを具体化するための施策の方向	41
1 知る・えらぶ	
(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる	42
(2) 相談しやすい体制をつくる	45
2 つどう・参加する	
(3) 身近な居場所を確保する	50
(4) 多様な交流の機会を増やす	54
(5) 社会参加の機会を増やす	58
3 ささえる・つなぐ	
(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる	62
(7) 安心して暮らせるまちをつくる	66
(8) 地域のネットワークをつくる	70
4 育ち・育てる	
(9) 担い手となる人材を地域で育てる	74
(10) 福祉のこころをはぐくむ	77
5 基盤をつくる・進める	
(11) 地域福祉の基盤をつくる	79
(12) 住民参加の仕組みをつくる	81
資料編	84
I 千葉市地域福祉計画策定委員会委員一覧	85
II 検討の経緯	86
III 事業一覧表	87
IV 各区地域福祉計画の概要	91

第1章 なぜ、いま地域福祉計画なのか

1 地域福祉計画とは

(1) 背景

近年、少子高齢化や核家族化の進展など社会情勢が大きく変化する中で、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、また、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーへの配慮などから、身近な地域での交流や人々の結びつきが希薄になってきています。

一方、市民の保健福祉に関するニーズは多様化してきており、子どもから高齢者まで、年齢や障害の有無に関わらず、市民誰もが安心して充実した生活を送るためには、お互いにコミュニケーションを深め、「地域で支え合う力」を高めていくことが一層大切になっています。

このため、行政には、よりきめ細やかな保健福祉サービスが求められますが、地域においても、住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」という。）、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等と行政とが適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

また、今まで、福祉といえば高齢者、障害者、児童などの対象者ごとの福祉の議論が中心でしたが、本来の福祉は、分野を超えた包括的なものであり、地域社会で担うものと考えられます。

このため、「住民参加」、「連携」及び「共生」といった視点から、地域における保健福祉を中心とした活動をより積極的に推進するため、『**花の都・ちば ささえあいプラン**』（千葉市地域福祉計画）を策定しました。

(2) 地域福祉を推進するための大切な視点

現代社会においては、少子高齢化に伴い、保健、医療、介護・子育て支援などの市民ニーズが増大していることは言うまでもありませんが、個人の価値観や生活は、様々なことから、市民ニーズがますます多様化してきています。

このような多様なニーズに応えるためには、これまでのように、行政が提供するサービスだけでは十分ではなく、また、行政の力だけでは問題を解決することは困難になってきています。

そこで、住民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ担い手が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。

このため、自分のことは自分で行うこと（**自助**）、地域住民同士が支え合うこと（**共助**）、

住民の自助努力や地域での支え合いができるような基盤づくりを行うとともに、住民の地域活動を支援すること(公助)の「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合い、みんなが共存するまちづくりを進める必要があります。

地域福祉を推進する上での大切な視点は次のようなものです。

第1に、市民の知恵と経験を活かしたまちづくり、すなわち「住民参加」です。

地域の身近な生活課題を解決するためには、そこで生活を送っている住民の視点が大切であり、そのためには、長年培った知恵と経験を活かしていく必要があります。

様々な社会資源を有効に活用しながら、住民の参加によりそれぞれの地域のニーズにあったきめ細かな解決策を考えていきます。

行政は、こうした住民の参加と活動を支援する役割を担うとともに、地域福祉の基盤づくりを行います。

第2に、地域における新しいコミュニティづくり、すなわち「連携」です。

これまで、地域というと、町内自治会、子ども会、老人クラブなどの地域コミュニティの組織、つまり生活圏を構成している生活集団を指していました。

一方、近年ではNPOなど特定の機能や目的を持った組織、団体が生まれ、各種の活動を展開しています。

これからの地域福祉活動は、地域福祉を実践している町内自治会や民生委員・児童委員、社協地区部会など地域密着型の組織がより力を発揮するとともに、特定の機能や目的で結びついたNPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、その他地域の構成員である学校や企業等と有機的な連携を図って、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを目指します。

第3に、個性を認め合い、みんなが共存するまちづくり、すなわち「共生」です。

地域には様々な人が暮らしています。子育てに悩んだり、病気や障害があることで暮らしにくさを感じている人がいます。すべての市民が個性を認め合い、それぞれの生活を尊重するとともに、地域での問題を共有化することにより、お互いに助け合って共に生きるまちづくりを目指します。

以上の視点をもとに、本計画のサブタイトルとして、

ちいきの力で（「住民参加」）

はなしあい助けあい（「連携」）

なかまと暮らす（「共生」）

としました。



地域福祉計画（社会福祉法では）

これからの福祉は、地域社会を構成するすべての人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、それぞれの地域で誰もがその人らしく、安心して充実した生活が送れるような、地域社会を基盤とすることが重要であると考えられます。

地域福祉計画は、そのような地域福祉を推進するために、平成12年6月の社会福祉法の改正により新たに規定された計画です。

社会福祉法第107条 「市町村地域福祉計画」

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割

市民の自助努力を出発点として、地域福祉の推進という共通目的を持つ市民、行政が、それぞれの特性を活かした役割分担の下に生活課題の解決に向けて努力していくことが必要です。このため、「自助・共助・公助」が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う地域社会づくりが必要です。

(1) 「自助」とは

「自助」とは、「自分のことは自分で行うこと」です。

自らの責任において、その人がその人らしく生きることを自分自身で決定し、実現に向けて創意工夫をこらし、できる人は自分たちで行うということです。行政まかせや他人ごとではなく、日常生活の中で個人や家族が自ら解決するということです。

(2) 「共助」とは

「共助」とは、「地域住民同士の支え合い」です。

年齢や障害の有無に関わらず、地域に暮らす誰もが福祉の受け手であるとともに担い手であることを自覚し、地域の中でそれぞれが役割を担っていくことです。隣近

所をはじめ、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織が地域で連携を深めて、共に支え合い助け合うことで、地域の生活課題の解決を図るものです。

(3) 「公助」とは

「公助」とは、「個人や家族、地域、あるいは民間の力だけでは、解決できないことについて、行政が生活課題の解決に向けた自助、共助の取組みを支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを行うこと」です。

具体的には、各種の公的施設の整備、法律等に基づく制度や行政サービスの実施、専門性をもった人材の育成、情報・相談体制の整備などがあげられます。



自助・共助・公助の具体例

一人暮らし障害者の場合

Aさんは、2級の身体障害者手帳を持っています。アパートで一人暮らしをしています。歩行が困難なので、自宅でつえを使ってゆっくり歩くなど、毎日リハビリに努めています。また、兄弟が週に3日、掃除や洗濯に来てくれます。(自助)

一人での外出が困難なため、自治会のボランティアが、交代でゴミ出しをしてくれるので助かっています。また、買い物の時には、近所に住んでいる友人が付き添ってくれます。(共助)

Aさんの家から、病院が遠いため、通院に際しては、区役所福祉サービス課で交付されたタクシー券を利用しています。また、長年使っていたつえが使用に耐えられなくなり、新しいものを交付してもらいました。(公助)

小さい子どもがいる夫婦の場合

B子さんは夫と、5歳になる子どもと暮らしています。

夫は働きに出ており、日中は、B子さんひとりで、子育てに奮闘しています。インターネット等を活用して、子育て関連情報の収集に努めています。(自助)

毎週日曜日の午後に参加している育児サークルは、母親たちが公民館に集まって、子育てに対する悩みを相談したり、情報交換をしたり、親子で遊んだり、育児不安がいやされる場となっています。(共助)

来月からB子さんも働くことになったため、保育所に子どもを預けることにしました。(公助)

第2章 千葉市の現状

1 位置・気候、沿革

(1) 位置・気候

本市は、東経140度7分、北緯35度36分に位置し、千葉県のほぼ中央部にあたり、東京都心まで約40kmの地点にあります。

県内幹線道路及びJR・私鉄などの鉄道の起点として、また、情報通信網の起終点として、県都にふさわしい要衝の地にあります。

面積は、272.08km²で、年間平均気温は16.8℃、年間降水量は1670.5mmとなっています。台風、高潮等の災害もまれで、比較的恵まれた自然環境にあります。



(2) 沿革

本市の起源は、旧石器時代にさかのぼり、市内には、我が国最大級の規模を誇る加曽利貝塚や荒屋敷貝塚などの国指定史跡があり、原始・古代の歴史的文化遺産が豊富に残されています。

本市の都市としての起源は、大治元年(1126年)、千葉氏が土気大椎城から亥鼻台に居を移したときに始まります。

鎌倉時代には、関東屈指の都市として繁栄したと伝えられています。

その後、明治時代に至り、明治6年に千葉県が置かれると、その県庁所在地となり、県の中心都市としての地位を築きました。

大正10年1月1日、全国76番目の市として市制を施行した本市は、県都として、また県の政治、経済、文化の中心として、着実に成長していましたが、昭和20年、2度にわたる大空襲により、市街地の約7割を焼失しました。

戦後になり、本市は、昭和28年10月の町村合併促進法の施行などによる周辺町村との合併により、市域を拡大するとともに、復興の足がかりを千葉港と海岸の埋め立て

に求め、また、企業誘致等を積極的に進め、それまでの消費都市から生産都市への一大転換を図りました。

このことにより、近代都市へと変貌した本市は、市民の叡智と努力により都市づくりを推進し、我が国有数の大都市として成長・発展を遂げ、その都市機能、行財政能力が認められ、平成4年4月1日に全国12番目の政令指定都市移行を実現しました。

その後、十数年が経過し、本市は、首都圏の一翼を担う大都市として、また、県都として、着実に発展・成長し続けています。

2 地域福祉のあゆみ

(1) 保健・医療・福祉の推進体制

地域福祉を推進する基幹的な機関である福祉事務所は、昭和26年に発足しましたが、生活保護や保育、障害者福祉の需要の拡大に伴い、昭和58年には、一般市としては、全国2番目の福祉事務所の分割が行われ、中央・南・西の3つの事務所が設置されました。さらに、福祉事務所は、平成4年の政令指定都市移行に伴い、6つの行政区に置かれることになりました。

保健・医療については、昭和43年に旧市立病院が、昭和59年に市立海浜病院が新設され、2市立病院体制となり、昭和49年に健康増進センター、昭和55年から61年にかけて、6つの保健センターが整備され、母子保健や成人保健の推進を図れる体制ができました。そして、昭和63年には、県から保健所の移管を受け、1保健所6保健センターの執行体制となりました。

平成13年には、「保健福祉センター整備基本計画」がとりまとめられ、各区に福祉事務所と保健センターの機能を統合し、地域保健福祉活動の拠点となる「保健福祉センター」を計画的に整備していくことになりました。平成17年4月には、その第1号として、若葉保健福祉センターが開所したところです。

(2) 地域福祉の関連組織

千葉市社会福祉協議会は、社会福祉事業法のできた翌年、昭和27年に発足し、生活困窮者に対する金銭的援助や戦災等による孤児の対策に乗り出しました。

また、地域住民の社会福祉に対する理解と関心を深め、地域の福祉課題により細やかに対応するため、地域住民自身による自主組織である社協地区部会をおおよそ中学校区ごとに、現在、58地区設置され、各地区で活発な活動が行われています。

民生委員・児童委員は、昭和23年の民生委員法に基づき発足し、地域で様々な支援活動を展開し、地域福祉の基礎を築いています。

また、千葉県独自の母子福祉推進のために母子福祉推進員が昭和31年に発足し、民生委員制度を補完する制度として、地域福祉の推進に寄与しました。

昭和40年代から、本市は、急速な発展を遂げましたが、地域福祉の状況もこれに応じて規模が拡大され、昭和44年には、民生委員・児童委員が351人だったものが、昭和50年には681人、60年には847人、平成15年には1,335人と、大きく増加したところです。

なお、平成16年、母子福祉推進員は、その役割を民生委員・児童委員へと承継することになりました。

住民組織については、昭和34年に千葉市町内自治会連絡協議会（以下、市連協）が発足し、町内自治会組織の体制が整いましたが、政令指定都市移行に伴い、市連協、区連協、地区連協の体制が整備されました。平成17年8月1日現在で、1,010団体、283,478世帯が加入しています。

発足以来、会員相互の親睦と連絡協調を図り、地域社会の発展と福祉増進等に着実な成果を収めるとともに、行政と市民とのパイプ役として重要な役割を果たしています。

(3) 近年の動き

このように、本市の発展とともに、地域福祉の仕組みも拡大してきました。

平成13年に策定された「地域保健福祉推進計画」は、① 地域保健福祉体制の充実、② 福祉のまちづくりの推進、③ 健康福祉意識の醸成で構成され計画を推進してきました。

また、各区の地域福祉の拠点となる保健福祉センターの整備を進めるとともに、「高齢者保健福祉推進計画」（平成18年3月）、「障害者計画」（平成18年3月）、「夢はぐくむちば子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」（平成17年3月）などの対象者別計画を策定し、施設数やサービス量の目標値を掲げて整備が進められています。

さらに、これらの対象者別計画のほか、「保健医療計画」（平成13年3月）、「新世紀ちば健康プラン」（平成14年12月）や「交通バリアフリー基本構想」（平成13年11月）、「男女共同参画基本計画（ハーモニープラン）」（平成18年3月）などの各種行政計画が策定され、施策の体系化が進められました。

3 地域福祉をめぐる社会情勢

(1) 急速な少子・高齢化

本市の総人口は、平成17年9月30日現在、921,653人となっており、前年に比べて3,000人程度の増加となっています。

本市の人口構造の特徴としては、昭和40年代の高度経済成長時に東京のベッドタウンとして花見川団地（7,081戸）、幸町団地（5,914戸）、千城台団地（7,100戸）、稲毛海浜ニュータウン（23,000戸）などの大規模団地が次々と造成され、大量の労働力人口が流入したため、全国と比べて第1次、第2次ベビーブーム世代の割

合が高い点にあります。

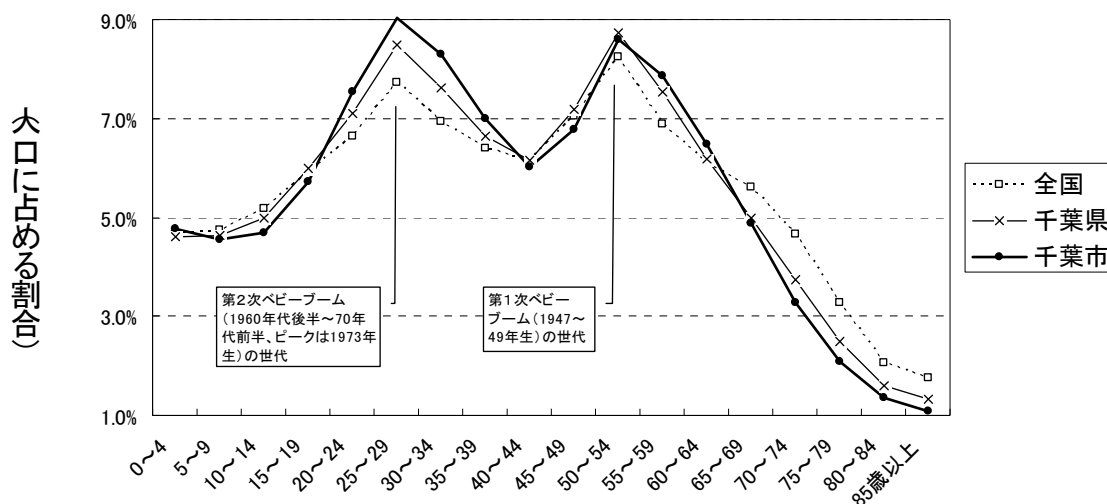
平成17年9月30日現在の65歳以上の高齢者人口は、147,363人となり、高齢化率も16.0%に上昇しています。区別の高齢化率では、若葉区(18.9%)が最も高く、中央区(17.8%)、花見川区(16.2%)、稲毛区(16.2%)、緑区(12.9%)、美浜区(12.6%)の順に低くなっています。

平成12年の国勢調査では、全国の17.3%に対して本市の高齢化率は約12.6%となっておりますが、今後10年程度で高齢期に入りきる55~64歳の層がやや高いことから、急速な高齢化が進むことが予想されます。

平成17年9月30日現在の14歳未満の年少人口については、129,098人、年少人口比率は14.0%となっております。区別の年少人口比率は、緑区(18.0%)が最も高く、美浜区(14.8%)、花見川区(13.7%)、若葉区(13.3%)、稲毛区(13.0%)、中央区(12.7%)の順となっております。

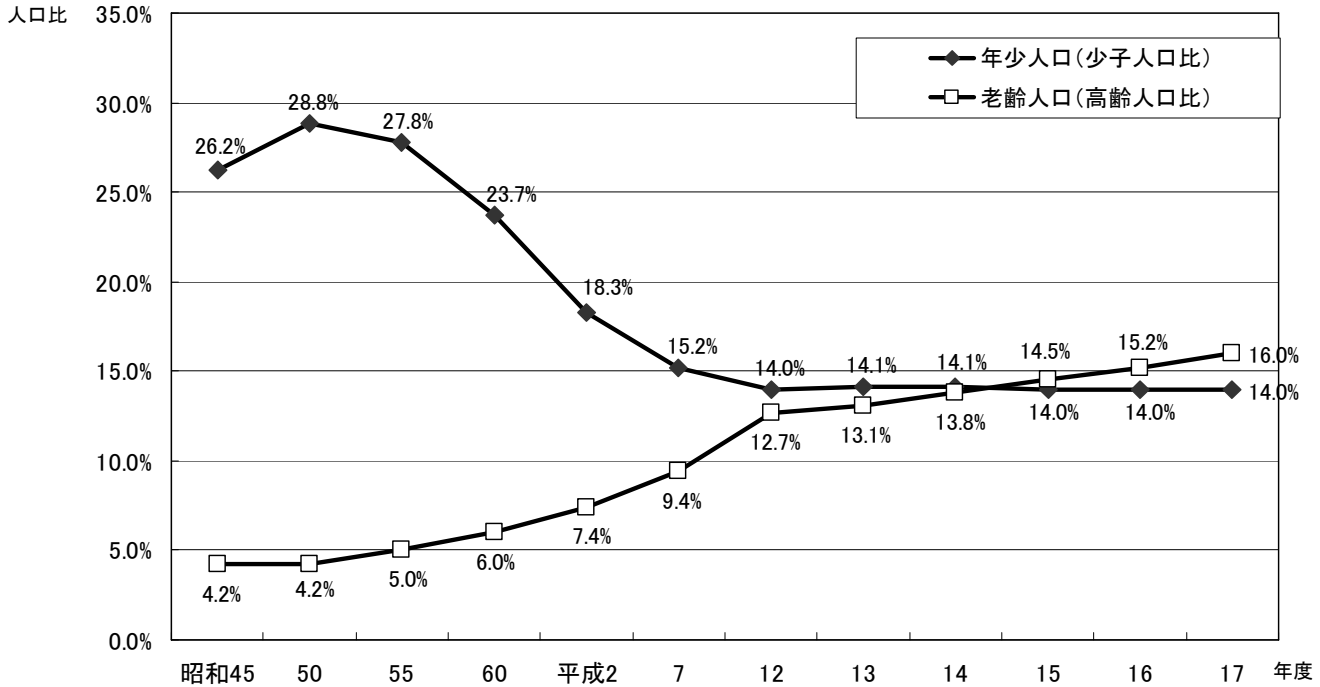
出生数は、年変動があるものの、この10年は8,500人前後となっております。また、平成16年の出生率(人口千人対)は、9.1と全国平均の8.8より高くなっていますが、合計特殊出生率については、多少の増減はあるものの、ほぼ一貫して低下しており、平成16年では、1.22となっております、全国平均の1.29を下回っています。

●年齢別人口構成の全国との比較(平成12年国勢調査)



●少子高齢化の状況

少子・高齢人口比



	昭和45	50	55	60	平成2	7	12	13	14	15	16	17	
人口(国勢調査等)	482,133	658,117	744,993	788,669	824,034	856,593	883,008	893,555	902,575	910,569	916,310	921,653	
年齢構成	15歳未満	126,298	189,373	206,813	187,050	150,692	129,858	123,766	125,657	126,858	127,635	128,450	129,098
	15歳～64歳	335,726	440,962	500,743	553,943	612,257	645,941	647,283	650,878	651,034	650,585	648,687	645,192
	65歳以上	20,109	27,782	37,437	47,676	61,085	80,794	111,959	117,020	124,683	132,349	139,173	147,363
年少人口(少子人口比) <small>15歳未満/人口*100</small>	26.2%	28.8%	27.8%	23.7%	18.3%	15.2%	14.0%	14.1%	14.1%	14.0%	14.0%	14.0%	
高齢人口(高齢人口比) <small>65歳以上/人口*100</small>	4.2%	4.2%	5.0%	6.0%	7.4%	9.4%	12.7%	13.1%	13.8%	14.5%	15.2%	16.0%	

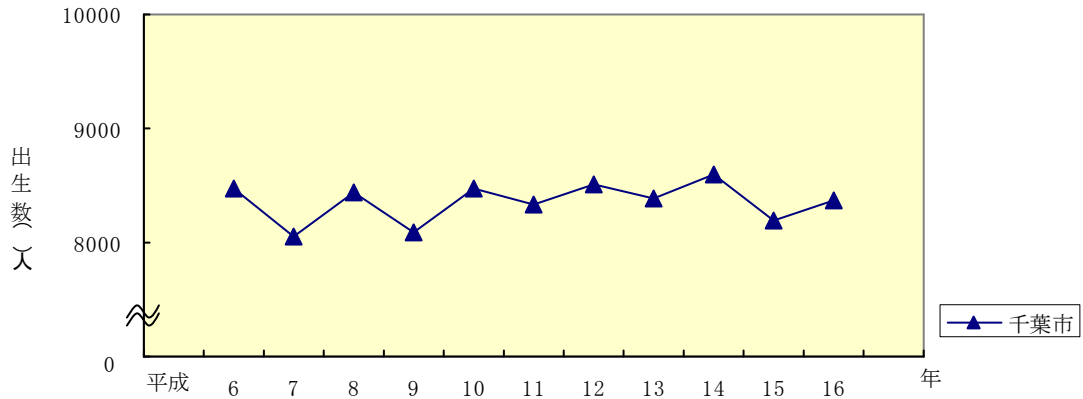
資料:「千葉市保健統計書」による。

●区別の高齢化率の推移(平成7年・12年については国勢調査、平成17年については登録人口)

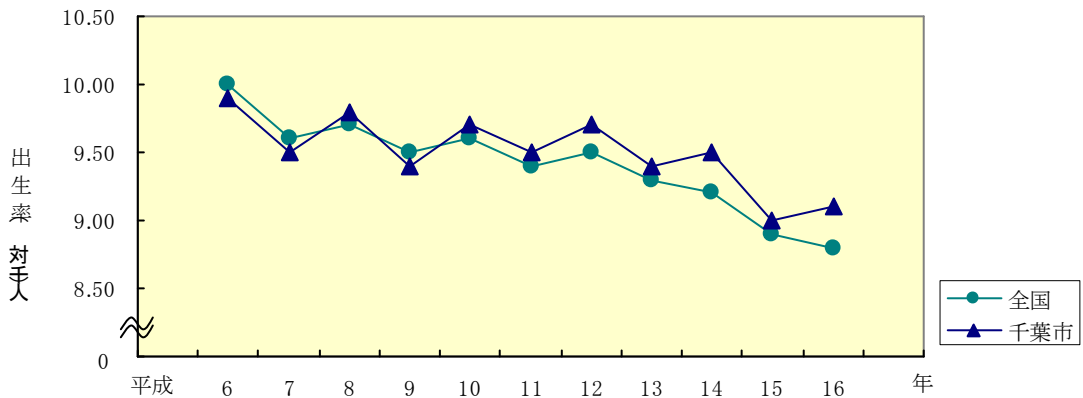
	(%)		
	平成7年	平成12年	平成17年
全国	14.5	17.3	19.5
千葉市	9.4	12.6	16.0
中央区	12.8	16.1	17.8
花見川区	9.0	12.3	16.2
稲毛区	9.3	12.8	16.2
若葉区	10.2	14.0	18.9
緑区	9.3	10.7	12.9
美浜区	5.0	8.3	12.6

注:平17年の全国の高齢化率は、平成16年10月1日現在の推計人口(総務省)による。

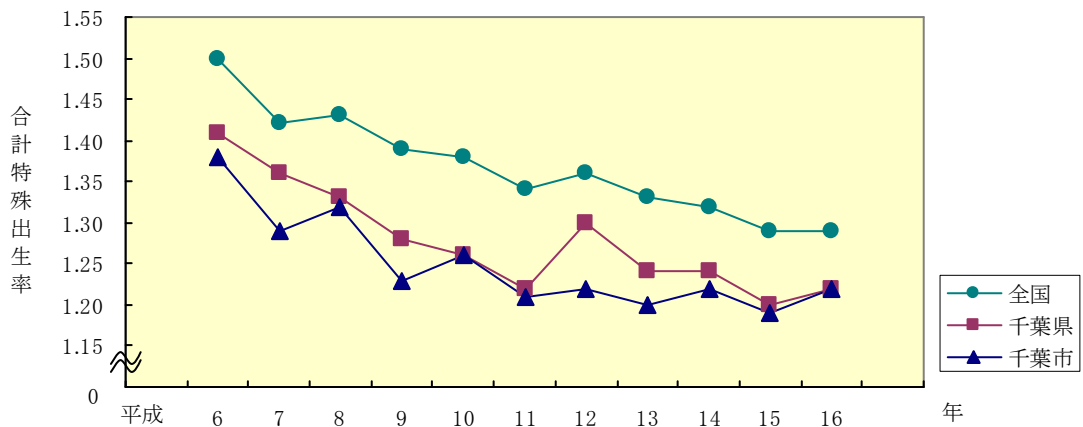
●出生数の推移（人口動態統計）



●出生率の推移（人口動態統計）



●合計特殊出生率の推移（人口動態統計）



※合計特殊出生率

1人の女性が生涯に何人の子どもを生むかを示す値。

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

「日本の将来推計人口(H14)」によると、日本の人口は平成18年にピークに達し、以後減少に転ずるとされていますが、本市では、平成27年まで増加するものと見込まれています。

平成27年以降は、死亡数が出生数を上回り、自然減となり、年とともに自然減の幅が拡大します。

人口の高齢化が進み、65歳以上人口の割合は、平成22年には20.6%、平成27年には24.7%に上昇します。65歳以上人口の割合の上昇幅は、平成7年～17年の7.1ポイント(9.4%→16.5%)から平成17年～27年には8.2ポイント(16.5%→24.7%)と増大します。

●千葉市の将来人口

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口(人)	856,878	887,164	924,238	955,319	973,554
出生数(人)	40,498	42,424	43,044	40,570	37,417
死亡数(人)	19,874	23,102	26,229	31,812	38,154
自然増減数(人)	20,624	19,322	16,815	8,757	-737
純転入数(人)	6,636	11,127	20,259	22,324	18,972
人口増加数(人)		30,286	37,074	31,082	18,235
人口増加率(%)		3.53	4.18	3.36	1.91

注:平成7年及び平成12年は国勢調査による実績値。平成17年以降は推計値。

●総人口及び年齢3区分別人口の見通し

年	総人口	年齢3区分別人口					
		実数(人)			構成比(%)		
		15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成7年	856,878	129,858	645,941	80,794	15.2	75.4	9.4
平成12年	887,164	123,766	647,283	111,959	14.0	73.3	12.7
平成17年	924,000	127,000	645,000	152,000	13.7	69.8	16.5
平成22年	955,000	128,000	630,000	197,000	13.4	66.0	20.6
平成27年	974,000	123,000	611,000	240,000	12.6	62.7	24.7

注:平成7年及び平成12年は国勢調査による実績値。平成17年以降は推計値

平成7年及び平成12年は年齢不詳があるため、実数の合計は総人口に一致しない。

構成比は年齢不詳人口を除く割合。

(2) 高齢単身世帯の増加

近年は単独世帯の増加が顕著で、平成2年から12年の10年間で約1.6倍となっていますが、高齢単身者(※1)はさらに顕著に増加しており、6,327人から17,386人へと約2.8倍の増加となっています。

高齢夫婦世帯(※2)についても同じ10年間で約2.2倍に増加しています。

●世帯数と伸び率（H12国勢調査）

	平成2年 (a)	平成12年 (b)	伸び率 (b/a)
一般世帯(世帯)	278,884	345,488	1.24
核家族世帯(世帯)	190,061	220,971	1.16
うち高齢夫婦世帯	10,260	22,070	2.15
単独世帯(人)	62,370	98,833	1.58
うち高齢単身者	6,327	17,386	2.75

(※1) 高齢単身者：65歳以上の単独世帯の者をいう。

(※2) 高齢夫婦世帯：65歳以上の夫婦のみの世帯をいう。

(3) 要支援者の状況

① 要介護者

平成13年と平成17年における要介護(要支援)認定者数を比較すると、いずれの認定区分も増加している状況です。

特に、要支援や要介護1に認定された者が著しく増加しています。

(人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
平成13年	973	2,842	2,027	1,516	1,685	1,618	10,661
平成17年	3,688	6,426	2,829	2,440	2,507	2,188	20,078

※3月31日現在

② 障害者

平成13年と平成17年における障害者(身体・知的・精神)の手帳交付数を比較すると、いずれの障害者も交付数が増加しています。

(件)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
平成13年	19,361	2,931	887
平成17年	23,220	3,615	1,761

※3月31日現在の各手帳の交付状況

③ 生活保護受給世帯数等

平成13年と平成17年における生活保護受給世帯数及び保護人員等を比較すると、いずれも著しく増加しています。

	被保護世帯数	被保護人員(人)	保護率
平成13年	3,996	5,851	6.6%
平成17年	6,982	10,179	11.1%

※年度の平均値であるため、内訳等は必ずしも一致しない。

※% (パーミル) とは千分率。(例) 6%であれば、1,000人中6人を意味する。

④ホームレス

目視調査による平成17年のホームレスの数は、118人となっています。

	人数
平成13年	98
平成17年	118

(4) 地域における福祉活動団体の変化

① 町内自治会加入率の推移

町内自治会への加入率は、過去5年間で、6区とも減少傾向にあります。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	79.8	78.1	76.5	75.5	74.8
中央区	80.7	79.0	76.8	75.9	74.9
花見川区	86.8	85.9	85.0	83.5	83.2
稲毛区	82.9	81.8	80.3	79.1	78.6
若葉区	74.0	73.0	73.3	73.0	71.9
緑区	65.6	64.6	62.1	61.6	61.0
美浜区	81.2	76.7	73.9	72.6	72.4

※各年とも3月31日現在

加入率=加入世帯数÷全市または各区の世帯数

② 老人クラブ加入率の推移

老人クラブの加入率は、高齢期を迎えた方の新規加入が少ないため、過去5年間で、6区とも減少傾向にあります。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	10.6	9.7	9.1	8.4	8.0
中央区	17.3	16.1	15.4	14.1	13.4
花見川区	7.2	6.6	6.3	5.8	5.3
稲毛区	9.5	8.4	7.8	7.2	6.8
若葉区	8.5	7.8	7.2	6.8	6.7
緑区	10.1	9.6	8.3	7.5	6.8
美浜区	8.8	8.2	7.9	7.9	7.8

※各年とも4月1日現在

加入率=加入している60歳以上の人数÷全市または各区の60歳以上の人口

③ 社協地区部会加入世帯数の推移

社協地区部会の会員数は、中央区・緑区で増えていますが、他の4区については、多少の増減はあるものの、同水準となっています。

	加入世帯数(世帯)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	163,727	161,612	164,059	167,026	170,554
中央区	45,263	46,273	46,654	46,320	49,225
花見川区	23,948	23,801	23,833	23,678	23,133
稲毛区	30,214	29,662	29,174	28,213	28,791
若葉区	25,197	25,492	24,989	25,145	24,691
緑区	12,202	12,676	13,290	17,902	18,205
美浜区	26,903	23,708	26,119	25,768	26,509

※各年とも3月31日現在

④ 市内で活動するNPO法人登録数の推移

市内で活動するNPO法人登録数は、年々増加しています。

	法人数				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	28	55	105	166	215

※各年とも3月31日現在

⑤ ボランティアの登録数の推移

ボランティアセンターの登録者数は、多少の増減はあるものの、増加傾向にあることから、今までの経験などを活かして、貢献したいと思っている人が増えていることが伺えます。

	登録者数(人)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
個人ボランティア	2,555	2,716	3,210	3,625	3,886
ボランティアグループ ()内はグループの数	5,981 (145)	5,740 (138)	6,884 (154)	6,361 (164)	6,429 (167)
合計	8,536	8,456	10,094	9,986	10,315

※各年とも3月31日現在

(5) 「国と地方」の関係、「行政(公)と民間(私)」の関係の見直し

経済や人口の急速な成長期を過ぎ、社会が成熟に向かうにつれ、これまでの中央集権的な行政システムを見直し、自立した地方自治体が各地方の選択に基づき自己責任のもとで自主的、自律的に行政を行い、各地の実情に応じたまちづくり、社会づくりを進める必要性が高まりました。そのため、市町村合併の推進が図られ、平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の原則が明確にされました。

国は、①国際社会における国家としての存立にかかわる事務、②全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務、

③全国的な規模で行わなければならない施策及び事業の実施を担い、地方自治体は、①住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うという「国と地方の役割分担の原則」が明確にされました。

また、国と地方の財政構造に関して、①国庫補助負担金の縮減、②地方交付税交付金の見直し、③課税自主権の拡大を含む地方への税源配分、を一体的に実現しようとするいわゆる「三位一体の改革」が進められています。

国と地方のあり方の見直しとともに、行政（公）と民間（私）のあり方についても見直しが行われています。住民の価値観が多様化し、公共サービスに対するニーズも多様化していますが、少子高齢化への対応や環境と共生する社会の形成など、地域社会の課題が複雑、高度になる中、行政（公）のみで解決にあたるには財源的にも、政策手法の面でも限界が生じています。

一方、民間（私）では、様々な企業が良質かつ効率的なサービスの提供主体として活躍しているほか、ボランティアやNPOなどの形で、社会的な課題に主体的、積極的に取り組む人々が増えています。こうした動きを後押しするために、平成13年4月1日内閣府に「総合規制改革会議」が設置され、株式会社やNPOによる学校の設置や運営が認められたり、幼・保一元化の促進、指定管理者制度の導入、公共施設等の民間による管理・利活用の推進が定められるなど、「規制改革」も様々な分野で進められています。

今後は、住民に身近な自治体において、行政（公）サービスのみならず、多様な民間（私）の企業、団体、個人が、それぞれの特性を活かした役割を果たしていくことが求められています。

（6）「措置」から「契約」へ

我が国の社会福祉制度は、戦後の戦争被災者や生活困窮者に対する救貧対策の「措置」制度を中心として構成され、昭和26年に制定された社会福祉事業法に基づき進められてきましたが、その後、増大・多様化する国民の福祉へのニーズに対応するよう見直しが行われてきました。

その中でも、特に重要なのは、「措置制度」を改めた点です。

従来、利用者は、福祉サービスを受ける際、本人にほとんど選択の余地がなく、行政による「措置」として行われてきましたが、それを利用者が事業者と対等な関係で、施設やサービス内容を選べる契約を基本とする制度に再構築されました。

まず、平成10年4月に児童福祉法が改正され、保育所について改革が行われました。その後、平成11年4月に当時の厚生省より「社会福祉基礎構造改革」が提唱され、これを受けて平成12年に社会福祉法が制定され、同年4月より介護保険制度がスタートし、平成15年4月からは、身体障害者、知的障害者を対象とした支援費制度がスタートしています。

福祉サービスの提供は、民間事業者が中心となって行うこととなり、サービスの量的拡大と質の向上が図られています。

(7) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、※「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもので、平成15年9月の改正地方自治法の施行により、従来、委託先が公共団体等に限定されていた公の施設の管理運営について、民間事業者やNPOなども含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

民間事業者等の能力が発揮されることで、施設運営の効率化と市民サービスの向上が期待できるなど、施設の利用者及び設置者双方にとってメリットが見込まれます。

市の福祉関連施設は、ハーモニープラザ、いきいきプラザ・いきいきセンター、福祉作業所などについて、指定管理者制度が導入されます。

※「公の施設」とは、公園、福祉施設、体育館、図書館など、住民福祉の増進を目的に自治体が設置する住民利用施設のこと

(8) 個人情報の保護

近年、経済・社会の情報化の進展に伴い、官民を通じて、コンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されています。こうした個人情報の取扱いは、今後ますます拡大していくものと予想されますが、個人情報は、その性質上いったん誤った取扱いをされると、個人に取り返しのできない被害を及ぼす恐れがあります。

こういった状況の下、個人情報の有用性に配慮しながら個人の権利、利益を保護することを目的とした個人情報保護法が平成17年4月より全面施行され、より適正に個人情報を取扱っていくことが求められています。個人情報の収集、利用に当たっては、目的を明確にした上で、本人の同意のもとに行うことが基本となります。

一方、地域福祉の面から見ると、近隣住民の中で支援を必要としている人を把握したい場合や、災害時などの緊急時用の名簿を作成したいという場合に、個人情報保護の面からその取扱いを慎重にしていく必要があります。

4 地域福祉活動の状況

(1) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づいて、全国の都道府県、市町村に設置されている社会福祉法人で、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、住み慣れたまちでだれもが安心して生活することのできる「共に手を携える福祉社会の実現」を目指して、日ごろから様々な活動を行っ

ています。

例えば、高齢者や障害者の在宅生活を支援するための訪問介護や配食サービスなどの各種福祉サービスや相談活動などを行っているほか、地域の多様な福祉ニーズに応えるため、地域の特性を十分踏まえて、創意工夫をこらした独自の事業に取り組んでいます。

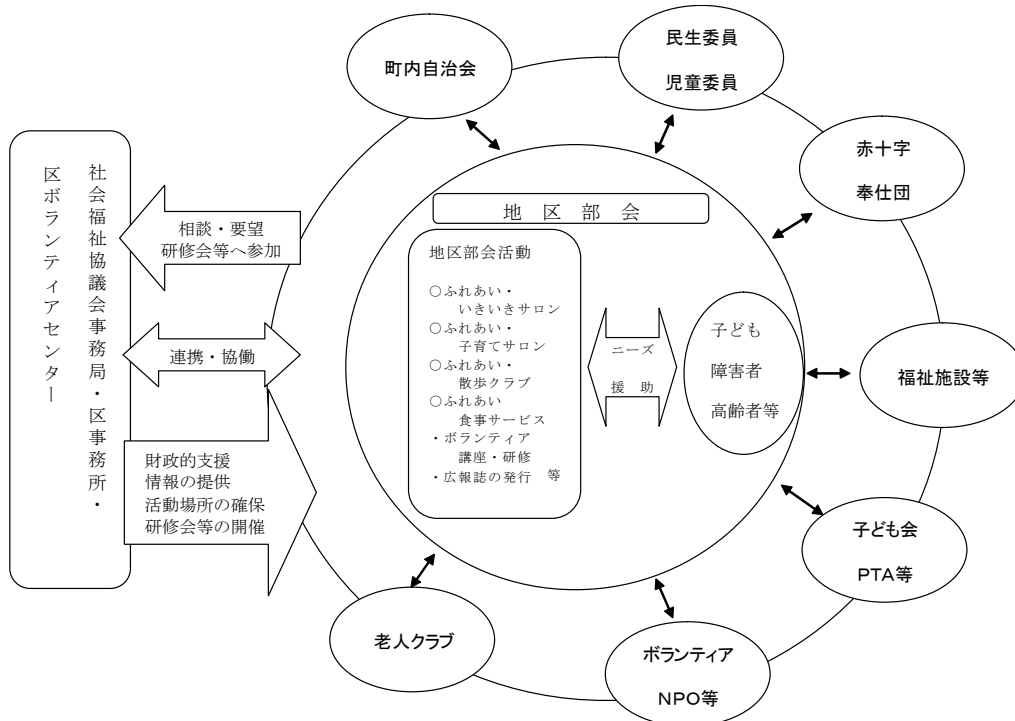
また、おおむね中学校区を活動範囲に、住民自身が、自発的に自分たちの生活する地区の福祉課題やニーズを主体的にとらえ、問題の解決にむけて幅広い地域福祉活動を行っているのが、社協地区部会です。町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会、PTA、日赤奉仕団など、地域の福祉活動の担い手で構成されており、市内には、58地区部会があります。社協地区部会では、地域ボランティアの協力を得て、高齢者や子育て中の親子が気軽に集える「ふれあいサロン活動」を進めています。

また、中央区のハーモニープラザ内及び若葉保健福祉センターのボランティアセンターや社会福祉協議会区事務所でボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、仲介などを行っています。

このように、社会福祉協議会は、日ごろの地域福祉活動を通して、豊富な実績と高度な知識とノウハウを有し、また、地域の様々な社会資源のネットワークを持っています。

地域を構成するすべての人がそれぞれの役割を持ち、支え合うことが求められている今日において、社会福祉協議会は、地域力を高める中心的な役割が強く期待されています。

<社会福祉協議会事務局・区事務所・地区部会の関係>



出典：「地域福祉活動計画第3次実施計画」

(2) 町内自治会

町内自治会は、住民相互の理解と親睦に寄与し、福祉・文化・生活環境の向上発展を図ることを目的とした組織です。

組織構成は、千葉市町内自治会連絡協議会の下に6区の区町内自治会連絡協議会があり、その下に47地区の地区町内自治会連絡協議会があります。地区町内自治会連絡協議会は1,010団体の単位町内自治会（平成17年8月現在）により構成されています。

町内自治会の役割としては、

- 1 親睦と連帯
- 2 住民要求の反映
- 3 地域課題の発見と解決
- 4 地域内の利害等の調整
- 5 生活環境の改善
- 6 市政への参加

などを円滑に推進することにあります。

これらは、住民の自発的な活動による意見の集約を通じて行われるものであり、特に住民参加のまちづくりという点から、地域福祉の推進に重要な役割を果たすことが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、母子世帯等、援護を必要とする人々の相談・支援に当たる地域の奉仕者です。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、市内には、75地区、1,399名（定員）の民生委員・児童委員がいます。その中には、児童福祉に関する事項を専門的に担当する150名の主任児童委員がいます。

民生委員法により、「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、必要に応じて地域住民の生活状態を適切に把握し、心配ごとの相談を受けたり、子どもの遊び場を確保するための活動を行うなど、地域の福祉を高めるため、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。

また、生活保護、児童・母子、高齢者、障害者等の福祉に関する相談や助言・援助を行ったり、福祉事務所、児童相談所などの行政機関や社会福祉施設と密接に連絡を図り、その利用と機能を高めることも行っています。

地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の中心的な担い手として、ますます、その活動が期待されています。

(4) NPO

NPOとは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳されていますが、その定義は様々です。狭義では法人格を持った「特定非営利活動法人（通称：NPO法人）」を指す場合が多いですが、広義では法人格を持たない任意の団体（規約などを持たずに草の根的な活動を行うグループなど）も含めてNPOと呼ぶこと

もあります。いずれにしても、「民間非営利」であることの他、「自発的」で「公益的」な活動をする団体であるということも、NPOの共通原則です。

地域福祉においては、こうした「広義のNPO」が大きな役割を果たしています。行政や企業といった従来の主体では把握することが難しい、暮らしに密着した地域課題を見つけたり、解決が難しい課題へ対応したりといったことは、自発性を原則としているNPOであればこそ可能なことです。

このようにNPOを定義すると、現状でNPO活動に参加しているという人は、決して多くはないかもしれません。また福祉分野のNPOに限定するとその数はさらに減りますし、「NPOは特別なこと」という印象を持っている人もまだ多いのが現実です。

しかし、やっている人たちが「NPO活動をしている」という意識がないケースがあるというのもまた事実です。さらに近年は、大学生などの若者や、サラリーマンをリタイヤした方などがNPO活動に関心を持つケースが増えており、こうした傾向は地域福祉の増進につながるので、大いに期待されるところです。

(5) ボランティア

ボランティア活動は、住民が自らの意思で時間、技術、経験などを活用し、提供することによって、助け合い、経験し、学び、共に生きる活力ある地域社会をつくっていく上で欠かすことのできないものです。

少子高齢化や核家族化が進み、家庭における扶助機能や地域コミュニティの相互扶助機能が低下する中で、ボランティア活動は高齢者や障害者、青少年を含む全ての人々が共に支え合い助け合うまちづくりを推進する核となるものと考えられます。

人々のライフスタイルが大きく変化しつつある現在、ボランティア活動への参加は、今までの生活とは違った分野の人々との交流が広がり、新たな世界に触れることによる学びの機会を得ることができ、充実した人生を過ごすことが期待できます。

とりわけ、今後、いわゆる団塊の世代が定年を迎えることになりましたが、豊富な経験や知識を蓄えた人がその能力をボランティア活動に活かすことによって、活動を通じた自己実現を図り、参加者に生きがいや喜びをもたらすとともに、暮らしやすく活力のある地域づくりに大きな力を発揮することが期待されます。

社協のボランティアセンターでは、市民のボランティアの登録を受け付け、利用したい人との仲介を行うとともに、ボランティアの育成のための指導者の養成、入門講座などを実施しています。平成17年3月末で10,315人がボランティア登録しています。

(6) 社会福祉事業者

社会福祉事業者は、幅広い社会福祉の専門機能と専門的なマンパワーを有しています。各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れなどを通して、地域の福祉サービスの担い手としての役割が期待されます。

(7) 老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

平成17年4月1日現在で、市内に350の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成7年に法人格を取得しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っています。

今後、本格的な高齢社会を迎える中で、老人クラブが地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

(8) その他

地域における福祉活動を行っている関係団体は数多くあり、様々な活動を行っています。

例えば、日本赤十字社では、個人の尊厳をもってその人らしい自立した生活を送れるよう全国で社会福祉事業を行っています。

具体的な事業としては、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉施設の運営に加え、地域住民からなる赤十字ボランティアや日赤の各都道府県支部、赤十字病院や血液センターの連携によって、福祉サービスを必要とする人を地域全体で支える活動(地域福祉活動)を推進しています。

また、更生保護に関わる団体・組織として、保護司組織(保護司会、保護司会連合会)や更生保護女性会などがあります。

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員(本質的には民間のボランティア)です。保護観察官(更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員)と協力して、犯罪を犯した人や非行に走った人たちの立ち直りの援助や、地域住民からの犯罪や非行の予防に関する相談に応じ、必要な助言・指導を行うなど、更生保護行政の重要な役割を担っています。

更生保護女性会は、女性としての立場から、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪者・非行少年の更生に協力することを目的とする女性のボランティア団体です。現在本市では、6地区242人

が会員となっています。

最近では、地域住民に声をかけて、青少年の非行問題を話し合うミニ集会を開いたり、親子ふれあい行事や子育て支援を行っている地域の有志の集まりもあります。

第3章 地域福祉計画の概要

1 住民参加による計画づくり — 策定の経緯 —

今回の地域福祉計画の策定には、多くの住民の方に参加していただき、生活課題の抽出から解決のための取組みに至るまでを、検討してきました。

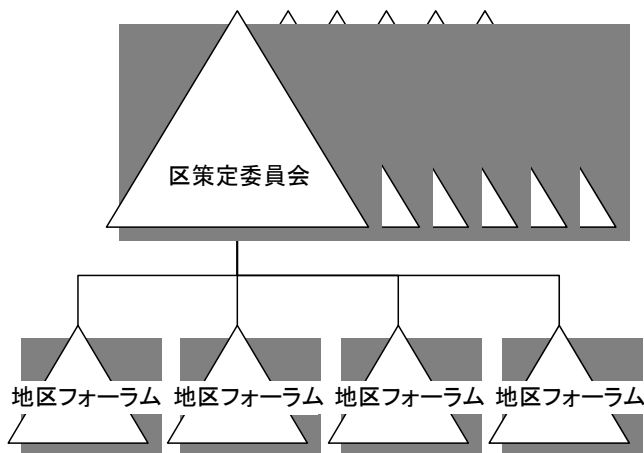
地域福祉計画 地区フォーラム委員数一覧表 (平成16年6月1日現在)

区分	中央	花見川	稲毛	若葉	緑	美浜	全市
	78	65	65	77	60	63	408
	38	36	35	34	31	36	210
地域住民	14	15	10	13	12	14	78
	4	4	4	4	4	4	24
	4	4	4	4	4	4	24
	2	3	1	3	1	3	13
	4	4	1	2	3	3	17
公募委員	15	13	15	11	12	13	79
地域住民	9	8	10	10	7	9	53
	2	2	2	2	2	2	12
	4	4	4	4	2	4	22
老人クラブ	3	2	4	4	3	3	19
福祉活動者	27	17	19	22	14	16	115
	14	9	9	12	4	7	55
	5	4	4	4	4	4	25
	4	4	4	4	4	4	24
NPO法人	4	-	2	2	2	1	11
福祉事業者	13	12	11	21	15	11	83
	3	2	2	8	5	1	21
	4	4	4	5	5	4	26
	4	2	3	4	3	3	19
福祉関連民間事業者	2	4	2	4	2	3	17

(1) 地区フォーラムと区地域福祉計画策定委員会

地域福祉の推進には、住民の皆さん自身が自らの地域に関心を持ち、地域の生活上の課題を明らかにしながら互いに支え合うような関係づくりを進めることが重要です。

このことから、住民の皆さんが、地域に密着した生活課題を発見し、解決策を導き出すための話し合いを重ね、策定作業を進めることとしました。



平成16年4月（若葉区は1月）に地域住民を含む様々な関係者から成る地区フォーラムを区ごとに4つ、全市で24設置しました。1つの地区フォーラムはおおむね15人で構成され、地区フォーラム委員は、全市で408人にのぼっています。

地区フォーラムには、今後の地域福祉を推進する担い手となる住民の参加が不可欠で

あるため、要支援者を含む地域住民、社会福祉を目的とする事業を運営する者、社会福祉活動を行う者等が参加しています。

また、区地域福祉計画の検討組織として、「区地域福祉計画策定委員会」を区ごとに設置しました。



(2) 市地域福祉計画策定委員会

市地域福祉計画の策定については、市地域福祉計画策定委員会を平成17年2月に設置しました。

構成メンバーは、公募委員、社会福祉関係者、学識経験者及び各区策定委員会委員長の合計15人から構成されています。



(3) アンケートの実施

① 調査目的

市民の地域福祉に関する意向を把握し、地域福祉計画を策定するうえでの基礎資料とすることを目的としました。

② 調査期間

平成16年5月10日(月)～25日(火)

(若葉区のみ平成16年2月20(金)日～3月5日(金))

③ 調査対象

市内に在住する16歳以上の市民4,800人、内訳は各区800人で、地区フォーラムのエリアごとに在住する200人を無作為抽出しました。

④ 調査方法

郵送配布、郵送回収により行い、回答は無記名としました。

⑤ 回収数

回収数は、以下のとおりです。

	送付数	回収数	回収率
中央区	800	234	29.3%
花見川区	800	356	44.5%
稲毛区	800	347	43.4%
若葉区	800	362	45.3%
緑区	800	312	39.0%
美浜区	800	345	43.1%
合計	4,800	1,956	40.8%

⑥ 調査の概要

- ・ 属性
- ・ 地域との関わり
- ・ 地域活動・ボランティア活動
- ・ 社会福祉協議会、民生委員・児童委員の認知度
- ・ 福祉のまちづくり
- ・ 今後の福祉のまちづくりに重要なこと

⑦ アンケート調査結果の概要

ア ご近所とのお付き合いの程度について

千葉市全体では、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が(52.2%)が最も多く、次いで「普段から簡単な頼みごとをする程度」(17.0%)が続く。他に、「なんでも相談し合えるとまではいかないが、内容によっては相談し助け合う」(16.1%)、「何か困ったときには、なんでも相談し助け合う」(6.0%)、「ほとんど近所づき合いはない」(4.9%)の順となっている。

区別に見ると、「顔を合わせれば、あいさつする程度」が一番多いのが、花見川区(57.6%)である。「普段から簡単な頼みごとをする程度」及び「なんでも相談し合えるとまではいかないが、ないようによっては相談し助け合う」は、若葉区(19.1%及び20.4%)が最も多い。「何か困ったときには、なんでも相談し助け合う」は、緑区(7.1%)が最も多い。「ほとんど近所づき合いはない」は、美浜区(7.4%)が最も多い。

イ 地域住民相互の「助け合い」としてできることについて

千葉市全体では、「安否確認の声をかける」(30.0%)が最も多く、次いで「趣味など世間話の話し相手になる」(21.9%)となっている。他に、「玄関前の掃除を代わりにする」(12.7%)、「朝のごみ出しをする」(11.8%)、「ちょっとした買い物を代わりにする」(10.6%)、「子育て・介護などの相談にのる」(4.4%)、「短時間子どもを預かる」(2.8%)の順となっている。

区別では、各区とも「安否確認の声をかける」、「趣味など世間話の話し相手になる」で全体の5割前後を占め、「玄関前の掃除を代わりにする」、「朝のごみ出しをする」、「ちょっとした買い物を代わりにする」が10%前後、「子育て・介護などの相談にのる」、「短時間子どもを預かる」が5%前後となっている。

ウ 地域活動・ボランティア活動について

地域活動やボランティア活動の有無については、千葉市全体では、「現在、活動している」(12.3%)、「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」(16.9%)、「活動したことはない」(46.1%)となっている。

区別では、「現在、活動している」は稲毛区(13.4%)が最も多く、「活動したことはない」は、美浜区(53.7%)が最も多い。

「以前、活動したことがあるが、現在はしていない」、「活動したことはない」と回答した人のうち、今後の活動希望については、「活動したい」(6.0%)、「できれば活動したい」(40.7%)となっており、全体の5割弱が何かしらの活動をしたいと思っている。逆に、「まったく活動したいと思わない」(5.2%)、「あまり活動したいと思わない」(23.2%)と思っている人は、全体の3割弱となっている。

各区で、「活動したい」、「できれば活動したい」の割合が最も多いのは花見川区(51.5%)であり、逆に、「まったく活動したいと思わない」、「あまり活動したいと思わない」の割合が最も多いのは若葉区(31.4%)である。

エ 福祉サービスを充実させていくうえでの行政と地域住民との関係について

千葉市全体では、「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(45.5%)が最も多く、次いで「行政だけでは解決できない福祉の課題については、住民が協力して行う」(18.7%)となっている。他に、「家庭や地域で助け合い、できない場合に行政が取り組むべきである」(8.7%)、「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」(6.7%)となっている。

区別では、若葉区が「福祉の課題については、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」(49.4%)で最も多い。「福祉を実施する責任は行政にあるので、税負担をすでに担っている住民は特に協力することはない」という回答は、美浜区(7.4%)が最も多い。

オ 今後の福祉のまちづくりのために重要なことについて

千葉市全体では、「福祉サービス利用のための適切な情報を得る体制づくり」、「保健・医療・福祉の連携による在宅サービスの充実」、(ともに 11.3%) が最も多い。他に主なものは、「身近な近隣住民、民生委員・児童委員などによる相談支援体制の整備」(9.5%)、「緊急時の防災・安全対策」(9.0%)、「区福祉事務所・保健センターなどの相談支援体制の充実」(8.8%)、の順となっている。

(4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントとは、市の重要な施策の意思決定の過程において、施策の案を公表し、市民から意見の提出を広く求め、提出された意見を考慮して施策の決定を行うとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続をいいます。

本計画については、以下のようにパブリックコメントが行われました。

① 意見募集期間

平成17年12月15日(木)から平成18年1月16日(月)まで

② 周知方法

- ア 市政だより、ホームページに記事掲載
- イ 記者発表、記事掲載
- ウ 関係団体へのお知らせ

③ 募集方法

郵送、ファクシミリ、電子メール及び持参

④ 募集結果

- ア 提出者数 51人
- イ 意見総数 約200件

2 区計画と市計画との関係

本市は、市域も広く、地域によって都市形成の過程や交通基盤などのインフラ整備、住民の生活スタイルなどが異なることから、それぞれ地域の実情を十分に反映するため、住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区地域福祉計画」と、6区の計画内容を踏まえた市（行政）として取り組むべき施策を中心とした全市的な「市地域福祉計画」を策定することにしました。

（1）区計画とは

身近な地域での様々な生活課題に対して、自分のことは自分で行うこと（自助）、地域住民同士が支え合うこと（共助）を中心とした住民による参加・活動の計画です。

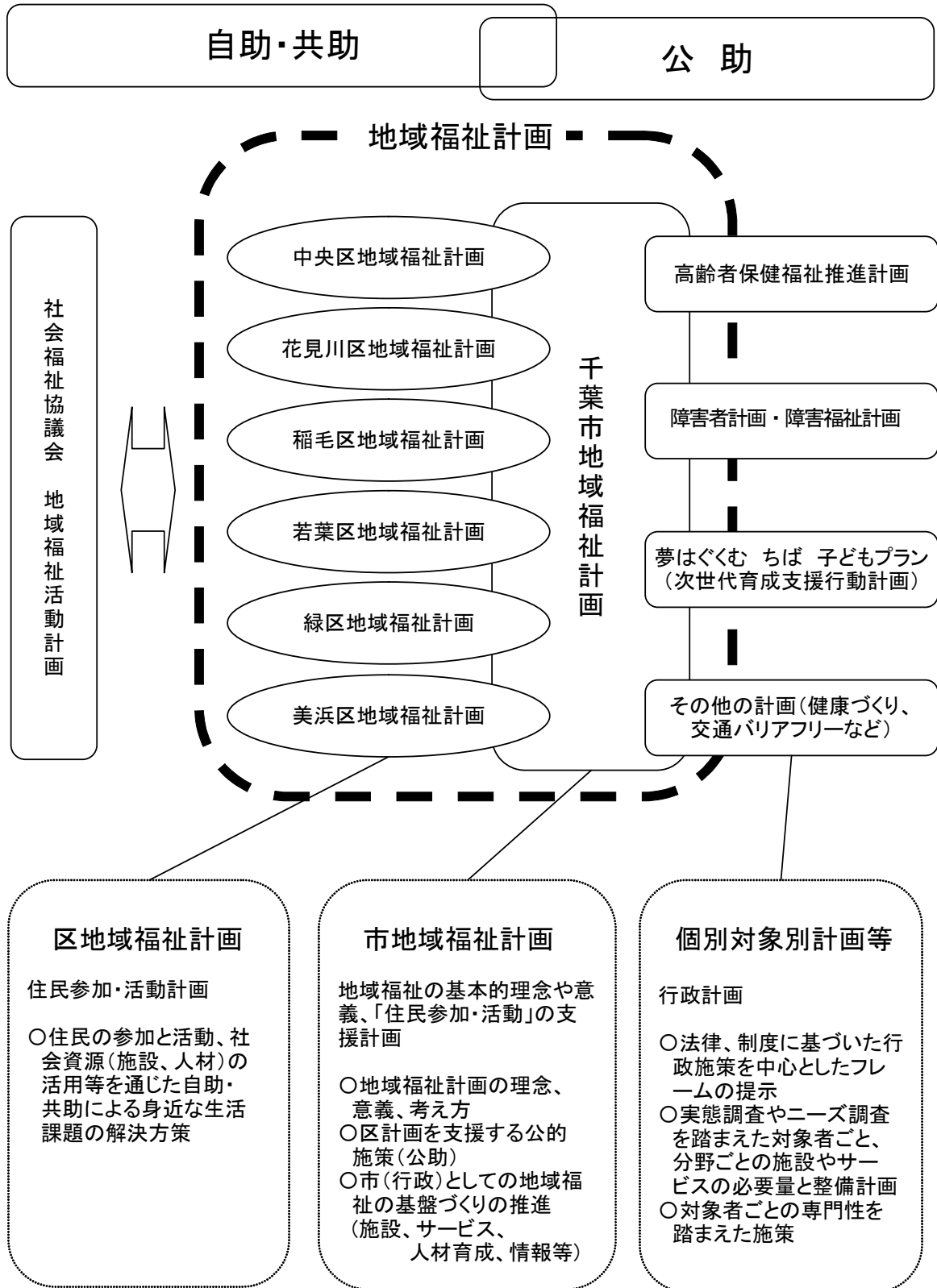
策定当初から市民の皆さんが参加し、地区フォーラムや区の策定委員会を通じて自ら課題を設定し検討を行ったものであり、市民の皆さんから提案された身近な生活課題の解決策を盛り込んでいます。

なお、これらの解決策を実現するために求められる公的施策や支援の方向性についても言及しています。

（2）市計画とは

地域福祉に関する基本的理念や意義を明らかにするとともに、各区の計画に盛り込まれた自助・共助を中心とした取り組みを支援する公的施策や地域福祉を推進するための基盤づくりとして全市的に実施すべき行政施策（施設整備、サービス、人材育成、情報等）（公助）を中心として盛り込んでいます。

●各計画の関係(イメージ図)



3 他計画との関係

(1) 個別対象別計画との関係

本市では、千葉市新総合ビジョンに基づき、安心して暮らせる健康福祉のまちの実現に向けて、各種施策を総合的、計画的に展開してきました。

保健福祉施策の推進に当たっては、「高齢者保健福祉推進計画」(平成18年3月策定)、「障害者計画」(平成18年3月策定)、「夢はぐくむ ちば 子どもプラン(次世代育成支援行動計画)」(平成17年3月策定)といった行政計画を策定し、施策の積極的な推進を図ります。

これらの行政計画は、法律や制度に基づき策定されるもので、実態調査やニーズ調査を踏まえた、対象者ごと、分野ごとの施設やサービスの必要量と整備計画を中心として盛り込んでいます。

一方、地域福祉計画は、「地域」という視点から、生活課題の解決に向けて対象者や施策を横断的にとらえているものです。

ア 高齢者保健福祉推進計画

高齢者が、住み慣れた地域の中で、いつまでも健やかに、快適に安心して生活を続けられる地域社会の実現を目指し、市では、高齢者保健福祉推進計画(介護保険事業計画を含む)を策定し、社会福祉施設の整備や保健福祉サービスを計画的に推進しています。

平成18年度を初年度とする高齢者保健福祉推進計画(計画期間は平成20年度までの3年間)では、国が介護保険などの社会保障制度全般の見直しを行い、介護保険制度が予防重視型の制度に転換したこと、2015年には団塊の世代が65歳以上になることなどの社会的な背景を踏まえて、策定されたものです。

- | | |
|-----------|---|
| (計画目標) | 明るく活力ある超高齢社会を構築する |
| (計画策定の視点) | <ul style="list-style-type: none">・ 生きがいつくりと社会参加の促進・ 健康づくり・介護予防の推進・ 適正な介護保険制度の運営・ 地域福祉の推進と協働関係の構築 |
| (施策の柱) | <ol style="list-style-type: none">① 介護保険サービスの提供② 介護保険制度の円滑な運営③ 介護予防の推進④ 生涯にわたる健康づくりの推進⑤ 生きがいつくりと社会参加の促進⑥ 住み慣れた地域での生活支援⑦ 計画の推進に向けて |

イ 障害者計画

障害者計画（計画期間：平成18～22年度）は、「安心して暮らせる健康福祉のまちを創る」の実現のため、障害のある人もない人も共に暮らせる社会（共生社会）を目指します。

障害者が地域住民の一員として、安心して自立した地域生活を送ることができるよう障害者の社会参加を促進するとともに、就労を含めた自立支援や地域生活支援の充実を図るなど、雇用、生活環境、保健・医療、教育など幅広い分野を対象とした障害者施策の総合的な計画です。

（基本理念） 安心して自立した生活を送ることができる共生の地域社会を創る

（基本目標） ・誰もがお互いの個性を認め、支えあい助け合い
・地域で独立して暮らせるまちの実現

（計画の視点） ・障害者の自立支援
・バリアフリーのまちづくり
・障害特性に応じた支援
・参加と協働

（計画の体系） ① 地域生活支援
② 雇用・就労
③ 生活環境
④ 保健・医療
⑤ 教育・育成
⑥ 啓発・広報

ウ 障害福祉計画

障害福祉サービスの見込量及びその確保に関する計画であり、障害者自立支援法の全般的な施行は平成18年10月であることから、国の基本指針を踏まえ、平成18年度に策定することとします。

（計画の概要） ① 障害福祉サービス
② 相談支援
③ 地域生活支援事業
④ 障害者支援施設
⑤ 費用の見込み など

エ 夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画）

（ひとり親家庭等自立支援計画を含む）

安心して、子どもを生き育てることができる環境づくりを目指し、子育て支援を総合的・効果的に進めるため「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（次世代育成支援行動計画 計画期間：平成17～21年度）」を策定しました。

計画では、「子育て家庭の「育児力」の向上」、「地域の「育児力」の向上」、「仕事と家庭の両立支援」、「子どもと母親の健康づくり」など8つの基本目標を設定しています。

計画の推進に向けては、市民、NPO、ボランティア、地域団体の積極的な参画を促し、行政との連携を図りながら取り組めます。

また、庁内関係部局や国・県などの関係機関と連携して計画を効果的に進めます。

（計画の策定の視点）

- ・ 少子化に向けた社会全体の対応
- ・ 安心感の得られる子育て支援の仕組みづくり
- ・ 市民参画による次世代の育成
- ・ 利用者の視点に立ったサービス・施設の活用

（計画の概要）

- ① 育児力の向上として、子育て中の親子が、気軽に集い相談のできる場の設置を促進するとともに、地域の中に既存施設を活用するなどして、子どもの居場所を確保します。
- ② 仕事と家庭の両立支援のため、保育所の待機児童の解消、子どもルームの全小学校区への設置など、働きながら子育てのできる環境をつくれます。
- ③ 子どもと母親の健康づくりのため、関係機関が連携して安心して子どもを生き育てられる環境の実現を図ります。
- ④ 次代を担う人間をはぐくむ教育の充実として、幼児教育の充実やボランティア体験、文化・スポーツ活動など多様な経験ができる機会の提供を図り、心身ともに豊かな子どもを育てます。
- ⑤ 子育て家庭に安全でやさしいまちづくりのため、地域ぐるみで、子どもを事故や犯罪から守るための取組みを推進します。
また、安全で安心して暮らせるバリアフリーのまちづくりを推進します。
- ⑥ 障害のある子どもが安心して暮らすことができるよう、在宅サービスの充実を図るとともに、ひとり親家庭の自立を支援します。また、児童虐待相談体制の整備を図ります。



ひとり親家庭あんしんプラン

近年、離婚件数の増加等により母子家庭や父子家庭のいわゆるひとり親家庭が急増しています。子育てと生計の担い手という二重の役割を一人の親が担っていくことは、日常生活面で様々な困難が生じます。

母子家庭の場合には、子育てをしながら、収入の安定、生活の安定を図っていくことが重要になってきますし、父子家庭の場合には、経済的に一定の収入があるものの、子育てをはじめとする生活面の不安があります。

平成15年に、児童扶養手当受給資格者と母子寡婦福祉会会員、合計1,011人を対象に実施したアンケートでは、回答者のうち就業率は78%であったものの、正規社員が34%に対して、パート・アルバイト・嘱託または派遣が63%で、6割超が不安定な雇用状況であり、その半数が転職を希望しています。また、転職の希望者の多くが、安定した身分で、十分な収入を得られ、子育て中ということを理解してくれる就業先を望んでいます。

このような様々な状況を踏まえ、母子家庭・父子家庭の自立を支援するための方向性を示し、施策を総合的かつ計画的に展開するため、平成16年度に『ひとり親家庭あんしんプラン』を策定しました。

具体的な基本施策としては、①就業支援策の推進②子育て・生活支援策の推進③養育費確保・相談体制等の充実④経済的支援策の推進⑤ひとり親家庭の交流ですが、これらの施策を、市、市民及び関係機関が連携しながら推進することにより、母子家庭・父子家庭のだれもが自立し、安心して暮らすことができる環境づくりに努めています。

(2) 社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との関係

社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者など地域福祉に幅広く関わる人たちを構成員として、「共に手を携える福祉社会の実現」を目指し、市民や活動団体等と話し合い、協力しあい総合的な福祉の推進を図るために設置された、社会福祉法に位置づけられている公共性と自主性をもつ民間組織です。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する団体として、今後ますます、市民に身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されており、そのため、地域で福祉活動を行う人たちが、様々な課題や問題を解決する基本指針となる「地域福祉活動計画」を策定しています。

地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、ともに地域福祉の推進を目的としていますが、地域福祉計画は、自助・共助・公助が適切に連携し、地域全体で支え合い助け合う取組みを内容とするものであるのに対し、社会福祉協議会の地域福祉活動

計画は、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等を中心とした民間分野の活動、行動計画です。

平成18年度を初年度とする「地域福祉活動計画第3次実施計画」の策定に当たっては、地域福祉計画策定のための地区フォーラム等が出された住民からの様々な意見を踏まえながら検討が進められています。また、両計画の実施に当たっては、十分な連携・協力を図るものとします。



地域福祉活動計画第3次実施計画

千葉市社会福祉協議会（以下、社協）では、21世紀の地域福祉推進の方向性を示した地域福祉活動計画「基本計画」（平成10～22年度）を平成10年度に策定し、基本理念を「共に手を携える福祉社会の実現」としました。

第3次実施計画（平成18～22年度）は、この基本計画の後期実施計画となるもので、地域住民等で構成される社協が、概ね中学校区ごとに組織された地区部会を中心として地域における様々な課題・問題を解決し、福祉のまちづくりを進めるための基本指針となるものです。

（基本理念） 共に手を携える福祉社会の実現に向けて

- （基本目標）
- 1 福祉コミュニティを支える“こころづくり”
 - 2 小地域活動を基盤とした地域福祉のしくみづくり
 - 3 安心して暮らすための多様なサービスの提供
 - 4 住民参加・主体による活動の推進
 - 5 市民に顔の見える社会福祉協議会をめざして

- （重点項目）
- 1 地区部会を核とした地域ぐるみ福祉活動の推進
 - 2 区事務所・区ボランティアセンターの充実・強化
 - 3 地域福祉権利擁護事業の充実と成年後見制度への取り組みに向けて
 - 4 災害時のボランティア活動の推進
 - 5 経営改善の取り組みに向けて

(3) その他の計画との関係

本市では、以上のほかに「保健医療計画」(平成13年3月)、「新世紀ちば健康プラン」(平成14年12月)、「男女共同参画基本計画(ハーモニープラン)」(平成15年4月)、「交通バリアフリー基本構想」(平成13年11月)などの計画を策定しています。

これらの計画の着実な推進を通じて、身近な生活課題の解決のための支援や地域福祉の基盤づくりを図っていきます。

4 計画期間

平成18年度から平成22年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第4章 地域福祉を進める5つの基本テーマ

地域ごとに設置された24の地区フォーラムでは、要支援者を含めて地域を構成する様々な立場の人々が、それぞれの立場から、地域福祉の重要な生活課題をあげて、委員同士が課題の共有化を図りました。

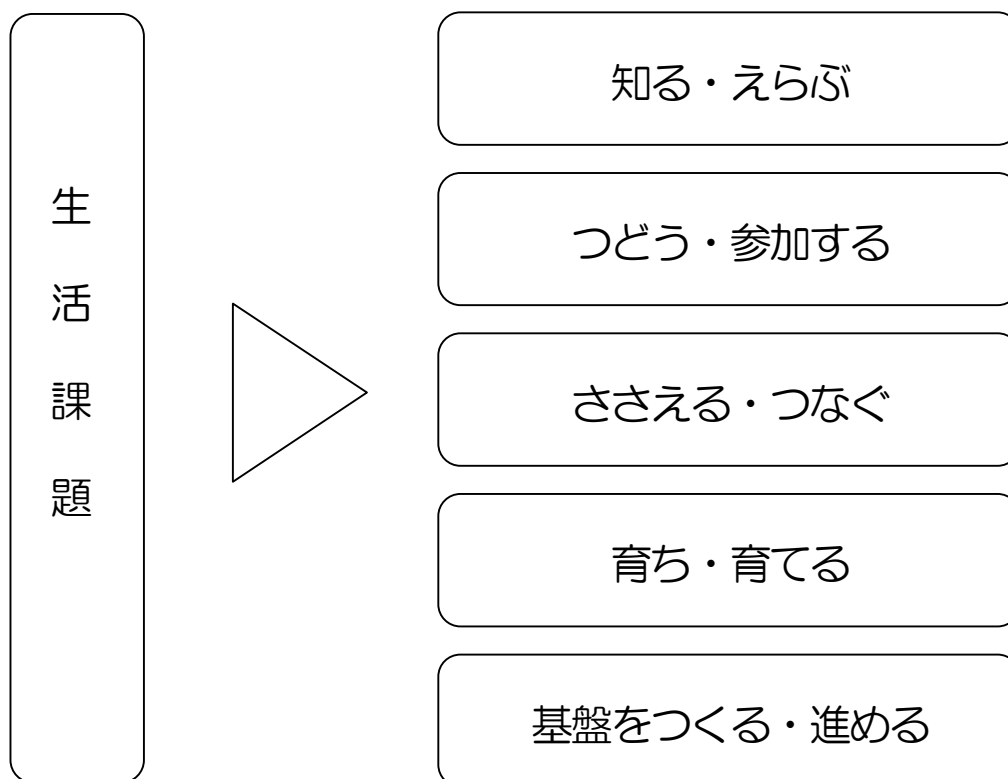
そして、それぞれの生活課題をベースにして、具体的な解決の方策を議論してきました。

特に、「身近な地域で何ができるか、何が足りなくて、何をしなければならないのか」といった地域福祉の基盤である自助（自分のことは自分で行うこと）・共助（地域住民同士が支え合うこと）を中心にした解決策の検討を重ねてきました。

また、各地区フォーラムで課題の解決策を整理していく中では、地域でいくら力を合わせても実現は難しいが、行政がその基盤づくりを行う、あるいは支援することによって解決が図れるもの、あるいは、地域福祉を高めるために行政が行うべきこと（公助）も整理されてきました。

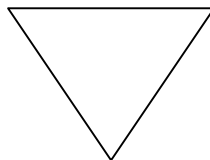
このような生活課題から具体的な方策に向けた道すじを機能別に整理して、「知る・えらぶ」、「つどう・参加する」、「ささえる・つなぐ」、「育ち・育てる」、「基盤をつくる・進める」という5つの基本テーマに集約しました。

5つの基本テーマ



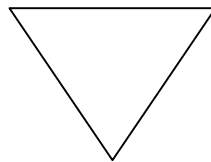
地区フォーラムでの主な意見

- ・どのような福祉サービスがあるのかよくわからない。
- ・大量の情報の中から必要な情報を入手することが難しい。
- ・地域でどんな活動が行われているのか知らない。
- ・プライバシーの問題があり、情報を共有できない。
- ・介護申請など自分で申請できない人のために、親身に相談にのってくれる人が欲しい。
- ・子育てに不安を感じる親が多く身近な相談者が必要である。
- ・様々な分野でいつでも気軽に相談できる場が欲しい。



生活課題

- ・個人の主体性と自己決定権を尊重することを基本理念に、まずは、必要な情報への「アクセス」を保障することが重要です。
- ・正確で十分な量の情報に容易にアクセスできることは、質の高い、個人に適合した福祉サービスを「えらぶ」ことができるようにするための大前提となるもので、必要な情報が必要な人に届くようにすることが求められています。

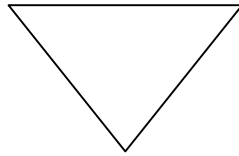


基本テーマ

知る・えらぶ

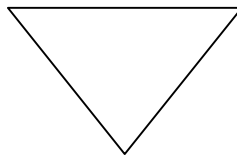
地区フォーラムでの主な意見

- ・高齢者が引きこもりがちで、気軽に茶のみ話のできる場所がない。
- ・高齢者の地域での交流が希薄だ。奉仕活動に参加し、生きがいを見つけてもらいたい。
- ・障害児の居場所、障害者の就労の場が近くにない。
- ・地域において認知症高齢者や障害者に対する理解が乏しい。
- ・子どもが安全に気軽に遊べる施設や場所が近くにない。
- ・子ども会が少人数で、異年齢の子どもたちの交流が出来ない。
- ・子育て中の親同士の交流の場が不足している。また、子育てに不安を感じているお母さんが多い。
- ・公民館主催の講座を受講したくても託児施設がない。
- ・子どもと高齢者、障害者との触れ合う場がもっと欲しい。
- ・町内会に入ってもどのようなメリットがあるのかわからない。



生活課題

- ・社会の中で個人が孤立しがちな現在、まずは地域に暮らす人々が「知り合う」ことが重要です。
- ・既存施設の有効活用を図るなど地域に暮らす人々が出会い、仲間をつくる場所と機会が必要です。
- ・安全で安心なまちづくりを進めるためには、市民が自らの知恵と経験を生かして、だれもが役割を担っていくことが重要です。
- ・ボランティア活動を充実させ、地域の団体、グループ活動を活発化することにより社会参加の機会を増やすことが求められます。

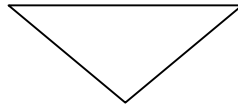


基本テーマ

つどう・参加する

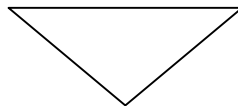
地区フォーラムでの主な意見

- ・ 独居の高齢者が買い物、ごみ出しなどの日常生活に困っている。
- ・ 育児に孤立感や不安を抱いている母親がいる。
- ・ 子どもが巻き込まれる犯罪もあり、子どもが安心して通学したり、遊んだり出来ない。
- ・ 親なき後の障害者の対応をどうしたらいいか不安である。
- ・ 障害者が買い物や散歩をしたいと思っても、近くに介添者がいない。
- ・ 知的障害者と家族に、専門的コーディネーターのサポートが少ない。
- ・ 障害者、高齢者が、災害時に安全に避難できるのか、不安だ。
- ・ ボランティアセンターで知的障害児のボランティアが見つからない。
- ・ 気軽に頼んだり、相談できる人がいない。
- ・ 障害者の親権者が他界した後も、地域に暮らし続けられるような、地域の人のネットワークがない。
- ・ 地域にある様々な組織の協力・連携体制がとれていない。



生活課題

- ・ 個人の価値観やライフスタイル、プライバシーを尊重しつつ、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO・ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織等、身近な地域全体で生活を支えることが必要です。
- ・ 地域住民による防犯体制の組織化と、災害発生時など緊急時の支援体制を構築し、安全・安心のまちづくりが必要です。
- ・ 地域住民相互の結びつき（町内自治会）、学校関係の結びつき（PTA）、一定の目的や機能による結びつき（NPO、ボランティア、インターネットを通じたつながり）などを有効に生かし、バラバラになった個人を相互に結び付けていくことが重要です。
- ・ 様々な社会資源（施設、サービス、マンパワー、情報等）を有機的に結びつけ、活用することが重要で、そのためのネットワークづくりが求められています。

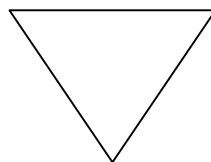


基本テーマ

ささえる・つなぐ

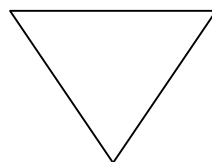
地区フォーラムでの主な意見

- ・障害のない人は、普段から障害者との触れ合いがないので、交流の仕方がわからない。
- ・障害者に対する偏見や差別があることから、病気を隠す人がいる。
- ・知的障害者を対象としたホームヘルパーの養成研修が少ない（民間養成機関は高齢者対象の養成が主体）。
- ・ボランティアとして活動に参加してくれるのはいいが、知識が不足しているため、かえって迷惑になってしまうことがある。
- ・学校で体験学習などが取り入れられているが、物足りない。
- ・大人になってから、福祉教育を学ぶ機会がない。



生活課題

- ・住民が自ら進んで地域福祉の知識と実践力を身につけることが大切です。
- ・地域活動を活発化するためには、リーダーやコーディネーターの役割を果たす人材の確保など、**担い手となる人材を地域で育てることが必要**です。
- ・日常生活や学校生活での体験を通して学びあう機会をつくり、**福祉のこころをはぐくむ**ことが大切です。
- ・啓発・広報、あるいはボランティア活動等を通じて、福祉のこころを醸成していくことが重要であり、このような研修や活動に積極的に参加することが求められます。

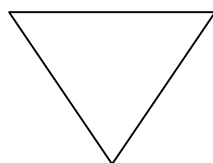


基本テーマ

育ち・育てる

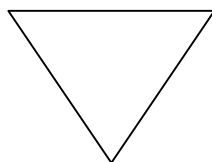
地区フォーラムでの主な意見

- ・モノレール駅にエレベーターなどがなく、高齢者・障害者にとって利用が困難である。
- ・地域福祉活動を行うための拠点がない。
- ・地域福祉の担い手である社会福祉協議会の活動計画との違いがわからない。
- ・計画が絵に描いた餅にならないようにしてほしい。
- ・取組み内容は素晴らしいものであるが、行政以外の実施主体が実際に活動を行ってくれるのか。
- ・計画策定に関わっていない住民に関心をもってもらうことが必要である。



生活課題

- ・自助・共助の活動を支援する観点から地域福祉の基盤づくり（施設、サービス、人材育成、情報等）を進めることが重要です。
- ・「高齢者保健福祉推進計画」、「障害者計画」、「夢はぐくむちば子どもプラン（次世代育成支援行動計画）」等の対象別行政計画に基づく基盤整備が必要です。
- ・地域福祉の担い手として位置づけられている社会福祉協議会の機能強化が必要です。
- ・区地域福祉計画の実施の際には、各区において、**住民、地域の団体等が参加する推進組織を設置し、計画を推進することが必要です。**

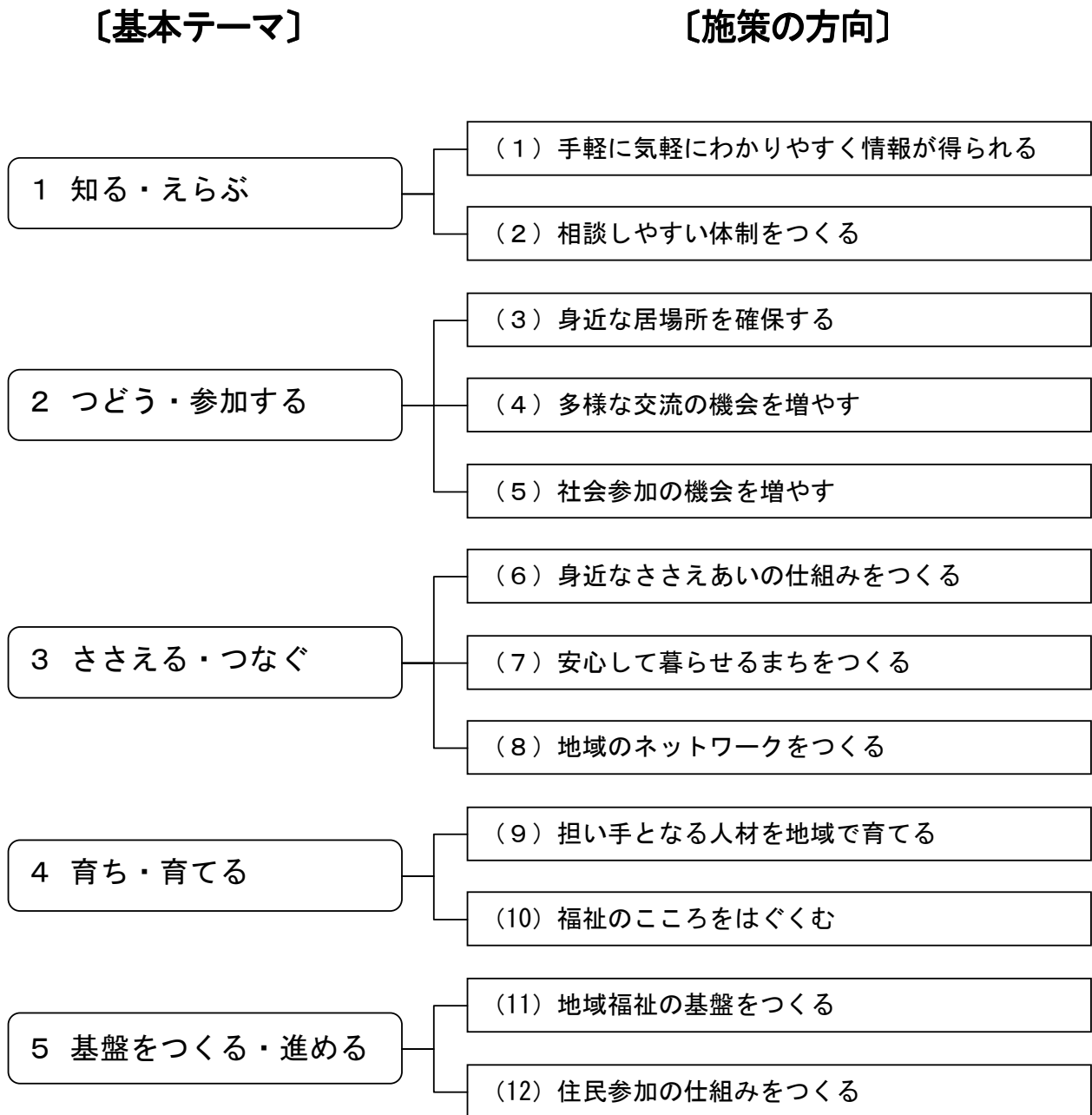


基本テーマ

基盤をつくる・進める

第5章 基本テーマを具体化するための施策の方向

基本テーマに沿って計画を具体化するための施策の方向は以下のとおりです。



1 知る・えらぶ

(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる

課題

市政だよりや各種広報誌、インターネットなど様々な媒体を通して、多くの福祉に関する情報が提供されています。

しかし、膨大な情報は、ともすれば情報の氾濫をひきおこし、住民が本当に知りたい情報にたどりつかない、わからないといった状況が発生することもあります。

住民が最適な福祉サービスを選択できるようにするためにも、必要な情報を得られやすくする仕組みを充実させることが重要です。

また、個人情報保護への配慮も必要です。

施策の方向

地域に住む人たちが、地域に関する情報を手軽にわかりやすく入手できるための環境を整備します。

インターネット等の活用、紙媒体や人を介した情報提供など、誰もが安心して必要な情報が得られるような仕組みをつくります。

また、福祉サービスの第三者評価の取組みなど、サービスの質の向上に努めます。

なお、個人のプライバシー保護の重要性が高まっていることから、個人情報の取扱いのあり方について検討します。

主な取組み

□ 身近な地域情報の整理と提供

保健福祉に関する情報を中心に、行政、地域、施設の活動・サービス等様々な情報を掲載した福祉マップを作成するなど、様々な情報伝達方法により、地域に関する情報を整理し、提供します。

□ 情報の受け手の立場に立った提供手段の多様化

目の不自由な方のための点字・声（カセットテープ）による市政だよりの発行など、情報の受け手の立場に立った情報提供を推進します。

□ 福祉サービスの第三者評価

利用者がサービスを選択し、安心して利用していくため、事業者による自己評価、利用者による評価、第三者機関による外部評価など、様々な手法について検討して行きます。

□ 「簡単じゃないか福祉システム（仮称）」の構築

自宅からパソコンで、相談の予約・受付や保健福祉サービスの概要が閲覧できるとともに、申請書がダウンロードできるシステムを構築します。

□ インターネットを活用した健康づくりの情報提供（新規）

生活習慣問診システムなどの活用により、健康教室に参加できない人を対象にインターネット健康教室を開催するなど、健康づくりのための情報を提供します。

□ 子どもホームページの活用

インターネットを通して、子どもたちの興味のある情報や地域の身近な情報など、親子で楽しめる情報を分かりやすく伝えます。

□ 市役所コールセンターの設置

行政サービスやイベントなどに関する電話等の問い合わせに、一元的に対応する市役所コールセンターを設置します。

□ 申請・届出等手続のオンライン化の実現

インターネットを介して自宅や勤務先から市への申請・届出等の行政手続を行うことができる電子申請汎用受付システムを整備し、電子申請サービスを開始します。

□ K I O S K端末による電子申請

住民票の写しや各種証明書等を自動交付できる汎用的な自動交付機（K I O S K端末）を、土日・祝日も開館する公民館、図書館などの公共施設、さらにデパートや駅などの利便性の高い場所に設置します。

(注) 「(新規)」とあるのは、千葉市第2次5か年計画（平成18～22年度）として新たに取組む事業のことです。

各区で取組む自助・共助の事例

- 自分たちの暮らす地域で、利用できる施設や地域のイベント、講習会等の情報を気軽に得られるよう、地域福祉マップや地域情報誌の作成を進めます。
 - ・ 地域情報誌の作成
 - ・ 中学校区単位くらいでの地域住民による情報の収集と発信
(地域福祉マップの作成等)
 - ・ 地域福祉に関する情報のホームページの開設 (社協)
- 多くの住民が立ち寄る施設、場所を地域情報の提供拠点となるよう、協力を呼びかけていきます。
 - ・ 町内掲示板の活用
 - ・ ごみステーションに掲示板の設置
 - ・ コンビニ・郵便局などでの福祉サービス情報の提供
- Eメールやインターネットを活用して、必要な地域情報が検索できる仕組みを地域ごとに作っていきます。
 - ・ 回覧板の電子データで送付・インターネットでの掲示
- 町内自治会の回覧板はなるべく手渡しで回覧します。近所づきあいを深めるきっかけとなり、口コミで地域情報も知ることができます。
 - ・ 手渡しで回覧板を渡す
- その他
 - ・ 情報を知る側の意識向上

1 知る・えらぶ

(2) 相談しやすい体制をつくる

課題

地域住民同士のコミュニケーションの希薄化などにより、身近に相談者がいない状況となっています。

また、サービスを必要とする人が気軽に相談することができないために、サービスに結びつかない場合があります。

このような問題を解決するためには、身近なところで気軽に相談を受けることができる体制を充実させる必要があります。

なお、安心して相談できるよう、今まで以上に利用者の個人情報に配慮した仕組みをつくることが重要です。

施策の方向

各種相談窓口に関する情報を市政だより、インターネット、各種広報誌等で市民に広くPRするとともに、専門職員の配置、窓口職員のサービスの向上、新たな相談窓口の設置など相談や問い合わせへの対応の強化を図ります。

また、改正介護保険法に基づく、「あんしんケアセンター（地域包括支援センター）」を設置します。

主な取組み

□ 保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」の整備拡充

保健福祉サービス利用者の視点から、保健福祉センターの「保健福祉総合相談窓口機能」の整備・拡充を図ります。また、インターネット等を利用して市民へのサービスを提供する情報システムを構築します。

□ 子どもの相談・支援体制の強化

児童の健全育成を図るため、児童に関するあらゆる問題を専門的に調査・診断し、指導を行うため、児童相談所をはじめとして、子どもの相談・支援体制の充実を図ります。また、地域子育て支援センターにおいて、遊びを通じた親子のふれあいの場の提供、各種相談指導、子育てサークルへの支援、子育てに関する情報提供を行います。

□ 子育て支援プラザ(仮称)の運営(新規)

中心市街地の複合施設内の「子育て支援プラザ」(仮称)に、ファミリー・サポ

ート・センター機能を移すとともに、子育てコーディネーターが各種子育てサービスの情報収集、インターネット等を活用した情報提供を行います。また、子育てに関する相談を受け、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。

□ 出産・育児の電話相談

保健センターに育児相談専用の直通電話を開設します。出産する病院の情報提供や新生児の育児の相談を保健師、助産師、管理栄養士、歯科衛生士などが行います。

□ 子どもと親の相談員活用事業

小学校に「子どもと親の相談員」を配置し、保護者と連携しながら、不登校や問題行動などの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

□ 子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業

公民館で活動している子育てサークルや子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、気軽に相談できる子育てサポーターの派遣を行います。また、家庭教育アドバイザーが、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。

□ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設（新規）

介護保険制度が改正され、平成18年度から介護予防を重視したシステムに転換したことに伴い、各区に2か所ずつ計12か所の「あんしんケアセンター」を整備します。

「あんしんケアセンター」は、地域住民の心身の健康保持や要介護状態の軽減や悪化を防止するために、総合相談支援、介護予防マネジメント、権利擁護事業などを行う総合的な窓口としての機能を有します。

□ 介護相談員派遣事業の拡充

市が委嘱した介護相談員が、介護保険施設などの事業所を訪問し、利用者や家族の相談に応じることにより、利用者と事業者の橋渡しをしながら、問題の改善やサービスの質の向上を目指す「介護相談員派遣事業」を拡充します。

□ 障害者相談支援体制の充実

地域における、障害児（者）の生活支援及び療育の相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供、援助、調整等を行います。

□ 発達障害者支援センターの運営（新規）

自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害者に対し、乳幼児期から成人期までの一貫した支援を行っていくため、支援の中核を担う発達障害者支援センターを設置します。

□ こころの健康センター

精神的健康の保持増進、精神障害の予防、精神障害の社会復帰促進などの援助を行うことにより、精神保健福祉に関する技術的中核機関としての役割を果たし、精神保健福祉活動を推進します。

□ ハーモニー相談室

ハーモニープラザ内の女性センターにある「ハーモニー相談室」では、家族、健康、対人関係など、様々な女性の悩みや不安について相談を行います。



あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

介護保険法に基づき、日常生活圏域ごとに、公正・中立な立場から次のような機能を担う中核機関として、平成18年度から各区に2か所、全市で12か所に設置します。

- (1) 新予防給付及び介護予防事業のケアプラン作成などの介護予防マネジメント
- (2) 地域の高齢者の実態把握などの総合相談・支援
- (3) 虐待防止などの権利擁護
- (4) 支援困難事例に関するケアマネージャーへの指導・助言等

施設名	住所
①うらら	中央区千葉寺町188
②ローゼンヴィラはま野	中央区南生実町461-2
③晴山苑	花見川区花島町149-1
④まくはりの郷	花見川区幕張町5-405-2
⑤双樹苑	稲毛区山王町162-1
⑥みどりの家	稲毛区天台4-1-16
⑦シャローム若葉	若葉区貝塚町1223-4
⑧ちば美香苑	若葉区佐和町332-88
⑨裕和園	緑区高田町1084
⑩千寿苑	緑区あすみが丘1-20-1
⑪セイワ美浜	美浜区磯辺2-21-2
⑫みはま苑	美浜区高洲3-3-12



保健福祉センター

千葉市では、少子高齢化の進展や、疾病構造の変化などに伴い、市民一人ひとりの保健福祉のニーズに合わせた相談や保健・福祉サービスを提供するため、各区に**保健福祉センター**の整備を進めています。

平成17年4月にオープンした若葉保健福祉センターは、落ち着いた環境でゆっくり相談できるように、広さやプライバシーの保護に配慮した相談室をはじめ、健康づくりのための運動教室や高齢者のための転倒予防教室を行う健康増進室、精神障害者のためのデイケア室を整備しています。

また、市民参加による地域保健福祉活動の拠点として、社会福祉協議会区事務所、ボランティア活動室などを設けています。

保健福祉センターは、「安心・すこやか市民サービスの拠点」として、市民一人ひとりの保健や福祉に関する相談からサービス提供まで、総合的・一体的に行うとともに、地域保健福祉に関わるボランティアの支援に努め、関係機関・関係団体とのネットワークの充実強化を図ります。

緑区、美浜区及び中央区の保健福祉センターは、平成19年度の開所を目指しており、稲毛区、花見川区については平成22年度までに整備を進める予定です。



若葉保健福祉センター

各区で取組む自助・共助の事例

- 地域の中で困ったこと、心配事を身近な場所で、気軽に相談できる仕組みを作ります。
 - ・ こころの健康に対する身近な地域での対応（民生委員・児童委員など）
 - ・ よろず相談窓口
 - ・ 身近な場所（公民館・自治会館等）に出張相談（社協）
- 身近に相談できる人を地域で掘り起こし、育てていきます。
 - ・ 身近な相談者の確保（民生委員・児童委員、自治会・社協地区部会役員）
- 多くの住民が立ち寄る公共施設、場所が気軽に相談できる窓口機能を発揮できるよう、協力を呼びかけていきます。
 - ・ 郵便局、銀行など生活に密着している場所への相談窓口の設置
- 地域の福祉施設が地域住民のための相談機能を発揮できるように、施設や人の充実を図ります。
 - ・ 民間福祉施設での身体介護の講習会の開催など
- その他
 - ・ 緊急時の相談体制の確保
 - ・ 民生委員・児童委員等地域組織の協力体制の充実
 - ・ 声なき要支援者の発見

2 つどう・参加する

(3) 身近な居場所を確保する

課 題

かつては、地域の中に商店街や空き地など子どもたちや近所の人が集まる場所があり、楽しく会話を交わす光景が見られました。

こうした居場所は、地域での交流の場として人と人との出会いを生み、地域での人間関係の構築に重要な役割を果たしてきました。

しかし、空き地の減少や商店街の衰退などによりこのような居場所が失われつつあります。

また、子どもを狙った犯罪が多発し、子どもが安全に遊べる場所を確保することが課題となっています。

施策の方向

地域で暮らす人々が、出会い、交流し、仲間を作るためには、誰もが自由に気軽に利用できる居場所が必要となります。

そのため、学校の余裕教室、空き店舗、空き家、保健センター跡施設などや既存の公共施設をできる限り有効活用して、居場所の確保に努めます。

主な取組み

□ 既存施設等の有効活用の促進

保健センター跡施設などの既存の公的施設を有効活用するとともに、空き店舗、空き家などの活用を検討し、その手続きを明らかにするなど具体的な手法を検討します。

□ 学校施設有効活用指針の策定

新しい形態の学習活動への対応や、学校以外の施設への転用等に関する指針を策定します。

□ 学校体育施設開放事業

日常的なスポーツ活動の場を創出するため、学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。

□ ウィークエンドふれあい広場事業

学校週5日制に対応した事業として、青少年相談員が中心となって、地域の子ど

もたちを対象に、陶芸、料理教室、和太鼓などの文化的制作・体験活動を行います。

□ **児童センター（仮称）の運営（新規）**

子どもの自主性や社会性を高めるなど健全育成を図るため、子どもに健全な遊びと遊びの場を提供するとともに、健康を増進し、情操を豊かにし、地域への情報発信拠点となる児童センターを運営します。

□ **保育所所庭の休日開放（新規）**

保育所の休日に所庭を開放し、就学前児童とその保護者が安心して過ごせる居場所を提供します。

□ **こども科学館（仮称）整備事業（新規）**

子どもたちの探究心向上と創造力育成のための参加体験型「こども科学館」（仮称）を整備します。

□ **いきいきセンターの整備**

高齢者の健康と生きがいを高め、余暇活動や自主的な活動の活性化を図るとともに、介護予防と交流を促進する拠点として、「いきいきセンター」を各区に2か所ずつ整備します。

□ **老人つどいの家の拡充**

60歳以上の高齢者が趣味等により相互の交流を図り、孤独感を緩和する場として、一般家庭の居室を利用した老人つどいの家の拡充に努めます。

□ **障害児タイムケアの実施（新規）**

障害のある中高生が、養護学校等の下校後等に活動する場を確保するとともに、保護者や家族の就労支援と一時的な休息の時間を確保します。

□ **ちばっこわくわくキャンパス（地域子ども教室）**

放課後、小学校の教室・校庭・体育館で、ソフトバレーなどのスポーツや読み聞かせ、昔遊びなどの文化活動等、様々な体験活動を実施して、子どもたちと地域住民との交流活動を支援します。



いきいきプラザ・いきいきセンター

60歳以上の高齢者の方を対象に、各種の相談、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションを実施して、生きがいを高める施設です。

いきいきプラザは、各区1か所整備されており、いきいきセンターは、現在4か所(平成17年度末)ですが、今後5年間で、各区2か所ずつ整備する予定です。

- 事業内容：
- 1 高齢者福祉講座の実施
 - 2 老人クラブや同好会の支援
 - 3 レクリエーションの実施
 - 4 相談業務(生活・健康)
 - 5 機能回復訓練
 - 6 地域交流
 - 7 生きがい活動支援通所事業

ひとり暮らしの高齢者等に対し、健康増進活動やレクリエーションを通じて社会的孤立感の解消、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を図ります。

※事業内容のうち、2・3・5については、いきいきセンターで実施していません。

開館時間： 午前9時から午後5時まで

休館日： 年末年始(12月29日から1月3日)

各区で取組む自助・共助の事例

- 社協のふれあいサロン等を最大限に活用し、各種事業の充実を図り、地域のだれもが、出会い、仲間をつくる居場所を身近な地域に多く作っていきます。
 - ・ ふれあいいきいきサロンなど高齢者向けサロンの充実を図る
 - ・ 高齢者向けスポーツクラブ活動を定期的に行う
 - ・ 子育て中の親子のための子育てサロンの充実を図る
 - ・ 放課後児童のための地域子ども教室を設置する
- 居場所づくりに地域の公共的施設の有効活用を図ります。
 - ・ 地域にある施設・空き店舗を活用して、誰もが気軽に利用できる拠点づくり
 - ・ 町内自治会館、集会所の活用、コミュニティセンターの活用
 - ・ 幼稚園・保育所の活用（開放日の利用）
 - ・ 空き家・空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供
- 地域住民が居場所情報を発信します。居場所の出前をします。
 - ・ 地域の子ども向けクラブ活動、教室等の開催・募集状況の一覧表を作り、PRする
 - ・ 出張いきいきサロンの実施

2 つどう・参加する

(4) 多様な交流の機会を増やす

課 題

一人暮らしの高齢者や子育て中の親などは、身近なところに仲間をつくりたいと思っ
ていても、そのような機会が少なく孤立しがちになっています。

最近では、社協地区部会が実施しているいきいき・ふれあいサロンやいきいき・子育
てサロンなど市民主体の交流の機会が増えつつあり、また、保育所での異世代交流やい
きいきプラザなどでの交流の機会をつくっていますが、今後もこのような交流の機会を
さらに増やしていく必要があります。

また、高齢者、子ども、障害者といった対象者別の交流の機会だけでなく、地域にお
ける様々な世代の人々が気軽に参加できる交流の機会をつくっていくことが求められて
います。

施策の方向

地域に暮らす人々が、様々な交流の機会をもてるよう、地域で気軽に参加できる交流
の機会、仲間づくりができるイベント等の機会を充実させていきます。

主な取組み

□ 異世代交流の推進

生涯学習活動の一環として、高齢者の豊富な知識や経験、専門的な技能等を、老
人クラブやことぶき大学の活動等を通じて、若い世代に伝承する機会の充実を図
ります。

また、児童から高齢者まで、幅広い世代の参加によるスポーツやレクリエーショ
ンの実施や交流会の開催等を促進します。

□ 子育てリラックス館の充実

家庭や地域での子育て機能の強化、子育てへの不安感や精神的負担感等の解消を
図るため、空き店舗などを活用して、子育てリラックス館を各区に2か所整備しま
す。

□ 育児サークルの支援

育児のための知識の普及と情報交換や子育て親子の友達づくりを目的とする育
児サークルの支援を充実します。

□ **保育所（園）地域活動事業**

保育所（園）の専門機能を活用し、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。今後、実施保育所（園）数の増等事業の拡充を図ります。

□ **長柄げんきキャンプ**

少年自然の家で市立小・中学校の特殊学級及び養護学校の児童・生徒が、宿泊学習を通して、基本的な生活習慣を身につけ、社会性を高められるようにします。

□ **学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業**

学校・家庭・地域の三者が連携して、各地域の特色ある地域活動を推進することによって、子どもの地域に対する愛着を育みます。

□ **老人クラブ活動の充実強化**

地域において、自主的なスポーツ・レクリエーション活動や文化学習活動に取り組む老人クラブへ支援を行うとともに、区の活動拠点の整備など、組織強化に努めます。

また、老人クラブ活動のリーダーを育成するための指導者研修等の充実を図ります。

□ **障害者スポーツ指導者の養成（新規）**

スポーツが障害者の生活をより豊かにする視点に立ち、日常生活の中で楽しむスポーツ、競技するスポーツの各々の面から、障害者が安全で効果的なスポーツ活動ができるよう、障害者の特性に応じたスポーツ指導者の養成を図ります。

□ **トイライブラリー運営事業**

心身障害児がおもちゃを通じて遊ぶことにより、機能回復及び能力発達を促進します。

□ **花のあふれるまちづくり「花の都・ちば」の推進**

「花の都・ちば」の都市イメージの確立とともに、市民の郷土意識の醸成を図るため、市民、民間団体等との協働により、身近な公園や歩道などの公共空間や中心市街地における花壇づくり、主要な公園における花の名所づくり、未利用地の花畑の整備等を進めます。



子育てリラックス館

子育て中の方が、親子で気軽に集い、うちとけた雰囲気の中で交流したり、子育てに関する相談等ができる施設で、子どもを安心して生む育てることができる環境づくりを推進しています。

現在7か所（平成17年度末）ですが、今後5年間で、各区2か所ずつ整備する予定です。

- 内 容：
- ・子育て親子の交流、集いの場、居場所の提供
 - ・子育てに関する相談、援助の実施、地域の子育て関連情報の提供
 - ・子育て及び子育て支援に関する講習の実施

対 象： 赤ちゃんから小学校入学前のお子さん、その保護者

費 用： 無料

「花の都・ちば」の推進

本市は、東京湾の水辺と下総台地の豊かな緑に囲まれ、四季折々の季節感あふれるまちであり、1年を通じて花を楽しむことができます。マンションが立ち並ぶ集合住宅街のベランダには、色とりどりの花や緑が飾られ、また戸建て住宅の庭ではご夫婦でガーデニングを親しむ姿が見られます。

このような四季を通して花を楽しめる恵まれた環境を活かして、市民提案やワークショップによる市民の声をもとに、ふれあい花壇の設置やフラワー散歩道の整備など市民参加型の多くの事業も展開しています。

遊歩道やグリーンベルトに地域住民がボランティアな心で花を植え育てることで、「地域住民に連携がうまれた、地域の防犯に役立っている」といった声も聞こえます。そして、地域のなかで緑と花の地域リーダーを中心に、それぞれの地域に根ざした「花のあふれるまちづくり」も定着してきました。

これからも、市民、企業、生産者のそれぞれが心の横糸をつむぎ、ともに力を合わせて花のコミュニティづくりを進め、「花の都・ちば」を本市の都市イメージとして全国的に定着させていきたいと考えています。



「花の都・ちば」
シンボルキャラクター
ちはなちゃん

各区で取組む自助・共助の事例

- 地域住民が自らの役割を知り、ひとりでもできる地域福祉活動を実践します。
 - ・ あいさつ運動、声かけ
 - ・ 近所の子どもと顔見知りになるよう、積極的にあいさつを交わす
 - ・ 手話を覚える。福祉関連の資格取得に努める
- 地域の住民自ら、健康の維持増進に努めます。
 - ・ 規則正しい生活を徹底（食事・運動・睡眠）し、病気にならないようにする
- 地域で行われている交流事業の充実に努めます。
 - ・ いきいきサロン・子育てサロンの充実
 - ・ 子ども会の運営に地域住民が協力する
 - ・ 障害者と健常者が共同作業（園芸作業、ごみ拾いなど）
 - ・ 障害者団体が主催するイベントに広く地域住民の参加を呼びかける
- 地域の施設を有効活用して、障害の有無や年齢の差に関わらず、誰もが交流できる場や取組みを進めます。
 - ・ 小・中学校において総合学習や行事を通して障害児との交流の機会を増やす
 - ・ ドッキングプレイス（年齢、障害の有無に関わらず利用できる交流サロン）を設置する
 - ・ 障害者と健常者の共同作業（園芸、畑仕事、ごみ拾いなど）
 - ・ 高齢者と子どもたちがごはんを一緒に食べる機会などをつくる
 - ・ 地域の福祉施設の地域住民への開放を促進
 - ・ 公共施設を活用して、地域住民主体の子ども活動を充実
- 地域で新たな交流のための取組みにチャレンジします。
 - ・ 運動クラブで活動していない子どものスポーツを楽しむ場づくり
 - ・ 物知り高齢者と子どもたちが里山や史跡探訪
- 地域で新たな仲間づくりの機会を創造します。
 - ・ 商店街、駅前、公園などの交流づくりのためのコミュニケーションベンチの設置

2 つどう・参加する

(5) 社会参加の機会を増やす

課 題

団塊の世代をはじめとして、定年を迎える人がこれまでの経験や技術を活かして、ボランティア活動や地域の諸活動に参加することが期待されています。

障害者やひとり親の中には、働きたくても雇用されずに困っている人がいます。雇用の機会を増やし、自立と社会参加の機会を増やすことが必要です。

また、子をもつ母親は、地域で開催される講演会や講習会などに参加したい気持ちがあっても、子育てにより社会参加の機会を失っています。子育ての負担を軽減し、社会参加を促進する取組みが求められています。

施策の方向

誰もが自立し、生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域活動や就労など社会参加への機会づくりに努めます。

主な取組み

□ シルバー人材センターの機能強化

高齢者の知識や技術、経験等を社会で積極的に活用できるように、市民や企業に対して、(社)千葉県シルバー人材センターの事業内容等のPRを積極的に行い、会員の増大や就業機会の拡大に努めるとともに、支所等の組織の強化に努めます。

また、高齢者が就業するための技能の習得や研修活動についても充実させていきます。

□ ことぶき大学校の園芸学科新設(新規)

60歳以上の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己教育」、「地域・世代間の交流」、「社会参加の促進」、「人材育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供することぶき大学校に、社会参加や多様化する学習ニーズに対応するため、園芸学科を新設します。

□ 障害者の就労支援(新規)

障害者の自立と社会参加の促進のため、職場体験実習事業を実施するとともに、障害者パソコン講座を開設し、パソコン技能を身につけ就労の機会の拡充を図ります。

□ **休日保育の拡充**

日曜日、祝日及び年末の保育需要に対応するため、休日保育を拡充し、全区で推進します。

□ **一時・特定保育の拡充**

保護者の断続的・短時間就労等や疾病、冠婚葬祭、または育児疲れ等の保育需要に対応するため、一時・特定保育事業を拡充します。

□ **マミーズサポート(新規)**

育児疲れや育児ストレスに対応するため、保健福祉センターにおいて、月1回程度地域のボランティアによる一時預かり、相談、交流事業を実施します。

□ **母子家庭等の就業自立支援**

母子家庭等の経済的自立を支援するため、就業相談や講習会の実施など就業支援策を拡充します。

また、より良い就業に向けた能力を開発するために「自立支援教育訓練給付金事業」「母子家庭高等技能訓練促進費事業」を実施します。

□ **若者の就職支援(新規)**

仕事に関して様々な悩みを持つ若者を対象として、キャリアカウンセラー、心理判定員を配置したきめ細やかな各種相談を行うなど、就業や就労の定着化の促進を図ります。

□ **交通アクセスの確保**

交通不便地域の解消や、高齢者等の外出支援、公共施設へのアクセス強化など日常生活の身近な足となるコミュニティバスの運行を図ります。

また、千葉都市モノレールの延伸整備を進めるなど、交通体系のさらなる整備に努めます。



シルバー人材センター

高齢社会が急速に進展する中、定年を迎えた方や家業を子どもに譲られた方で、もう就職は望まないが、健康のため、生きがいのために何か社会に役立つ仕事をしたいと考えておられる高年齢の方が増えており、千葉市シルバー人材センターでは、3,009人（平成17年11月30日現在）の方が登録しています。

このセンターは、一般家庭や民間企業、官公庁等から高年齢者に向いている臨時的かつ短期的な仕事を引き受け、就業を通じて豊かな経験や能力を生かし、健康や生きがいを高め、同時に地域社会の発展に貢献することを目的とする公共的、公益的な団体であり、「高年齢者等の雇用安定等に関する法律」により国や都道府県、市町村の援助を受けて運営されています。

ことぶき大学校

中央区のハーモニープラザ内にある「ことぶき大学校」では、本市の60歳以上の方を対象に、豊かで充実した生活を送ることができるよう、「自己教育」・「地域・世代間の交流」・「社会参加の促進」・「人材育成」を教育目標として、学習と活動の場を提供する施設です。

ことぶき大学校は、以下の事業を行っています。

- 1 教養講座の実施
- 2 専門講座（福祉健康学科・美術学科・陶芸学科）の実施
- 3 多世代間交流
- 4 クラブ活動等、学生自治活動の後援

○利用定員 1学年100人 2学年制

年1回（1～2月頃）募集を行い、翌年度の入学者を決定

○授業料 3万円（教材費等は実費負担）

各区で取組む自助・共助の事例

- 家に引きこもりがちな高齢者の社会参加を応援します。
 - ・ 引きこもり高齢者への巡回による健康相談や話し相手を派遣する
- 子育て中の親の社会参加を応援します。
 - ・ 子育て中の親の社会参加を促進するため、地域による子どもの一時預かり
- 社会参加のきっかけを見つけられない障害者の社会参加を応援します。
 - ・ 引きこもりの障害者のための戸別訪問
 - ・ 地域内行事に障害者が参加するよう行事種目の工夫や啓発活動を行う
 - ・ 障害者の就職先を地域で見つけ、仲介する
 - ・ 地域住民が障害者の手作り製品の展示即売を支援する。
- 地域で雇用促進を応援します。
 - ・ 障害者・高齢者が地域で働ける場所を地域で探し、仲介する。
- 閉じこもりがちな若者の社会参加を応援します。
 - ・ 地域における閉じこもりがちな若者の自立を支援する。
- 外出の支援を行います。
 - ・ 外出支援（運転ボランティア）の活用
 - ・ 乳幼児の一時預かり、障害者の家族の休息（外出など）

3 ささえる・つなぐ

(6) 身近なささえあいの仕組みをつくる

課題

都市化や核家族化の進展と平均寿命が延びたことで、地域にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増えてきています。こうした状況のなかで、近くに親族が住んでいないことから、ちょっとした援助も受けられない、高齢者が高齢者を介護しているといった課題が上がっています。

また、核家族化により、子育ての不安を相談できずに孤独を感じている母親もいます。身近な地域で住民同士がお互いに支えあう仕組みをつくることが求められています。

施策の方向

すべての住民が、必要な時に適切な保健福祉サービスを地域で暮らしながら利用できるように、各種のサービスや相談体制の充実を図っていきます。

また、地域で住民による支えあいの仕組みをつくる活動を支援していきます。

さらに、判断能力が十分でない方が地域で自立した生活を送ることができるよう権利擁護や成年後見制度の推進を図るほか、関係機関の連携のもとに虐待やDV問題への対応を図ります。

主な取組み

□ 権利擁護、成年後見制度の推進

判断能力が不十分なために適切なサービスの利用が困難な方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、社会福祉協議会が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「地域福祉権利擁護事業」を拡充します。

身寄りのない認知症高齢者等であって、判断能力が不十分なことから、福祉サービスの利用契約などの法律行為を自分で行うことが困難なため、成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、身寄りがなくかつ経済的な理由によってこれを利用できない方に対し、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

また、社会福祉協議会による法人後見を実施します。

□ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設（新規）（再掲）

包括的、継続的な介護予防等のマネジメントや高齢者の権利擁護事業を行う「あんしんケアセンター」を各区に設置します。

□ 地域保健推進員活動

「地域保健推進員」は、子育ての経験がある方で、市から委嘱を受け活動しています。

地域保健推進員が、それぞれ担当地区を持ち、地域の身近な相談役として、主に2か月児の家庭訪問と育児サークル等の事業協力をし、地域と各区保健センター(保健福祉センター)のパイプ役をしています。

□ 各区サービス調整チームの活動

地域における高齢者、障害者、難病疾患、育児等に関する個々の処遇困難な事例について、迅速かつきめ細やかな対応を図るため、保健・医療・福祉関係者等から構成される「サービス調整チーム会議」を開催し、相談・支援等を行います。

□ ファミリー・サポート・センターの充実

「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動組織です。今後各区にサブリーダーを置くなど事業の拡充を図ります。

□ 安心電話、緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備

ひとり暮らしの高齢者に対し、電話による安否確認などを行います。また、急病時に対応するための緊急装置を給付します。このほか、徘徊により高齢者が行方不明になった場合の警察と市による連絡網を整備しています。

□ 児童虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)への対応

児童虐待防止のため、民生委員・児童委員、小・中学校や養護学校の教諭を対象に、研修会を実施します。また、平成17年度に児童虐待対応マニュアルを改訂し、小中学校をはじめとした関係機関に配布しています。

児童虐待及びDVの発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、医療関係者、警察、家庭裁判所、法務局など、関係機関との連携を図っていきます。

□ 高齢者虐待への対応

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定に伴い、あんしんケアセンター(地域包括支援センター)を窓口とした関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、保護、支援に至るまでの取組みを進めます。

□ 障害のある子どもの学校生活サポート(新規)

学校生活において介助の必要な肢体不自由児や難聴児に対し地域のボランティアの派遣を行います。

□ コミュニティビジネスの支援

コミュニティビジネスの促進のための環境づくりを進めるとともに、関係機関との連携強化に努めます。

□ ホームレス対策

巡回相談員による生活実態等の把握を行います。

また、庁内に設置した関係部局によるホームレス問題連絡会議において、自立支援の施策に関する情報交換や連絡調整を行うなど必要な対応を図ります。



ちばし権利擁護センター

社協が運営するちばし権利擁護センターでは、高齢者や障害者などで判断能力が十分でなく日常生活に不安がある方に対して、地域福祉権利擁護事業を行っています。

この事業は、福祉サービスを利用するために手続きや日常的な金銭管理などを代行して、住み慣れた地域でできる限り自立した生活が送れるよう支援する事業です。

成年後見制度

判断能力が不十分な人（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）を法律的に保護し、支えるための制度です。

例えば、本人が預金の解約、福祉サービス契約締結などをする必要があっても判断能力が全くなければそのような行為はできませんし、判断能力が不十分な場合であれば、本人にとって不利益な結果を招くおそれがあります。

そこで、このような方のために、家庭裁判所が援助者を選び、この援助者が本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、必要な代理行為を行い、財産を適正に管理する活動を行います。

本人の判断能力の程度に応じ、「後見」「保佐」「補助」の種類があります。

各区で取組む自助・共助の事例

○ 地域での見守り体制をつくります。

- ・ 民生委員・児童委員を中心とした見守り体制の整備
- ・ 要支援者の把握（ひとり暮らしの高齢者、障害児（者）など）
- ・ 民生委員・児童委員への橋渡しをするボランティアを推薦、メンバーは元気な高齢者を中心に構成する
- ・ 地域ボランティアセンターの創設
- ・ 暮らしの助っ人隊の結成

○ グループをつくり、地域福祉の推進活動に積極的に参加していきます。

- ・ 子ども相談応援隊の訪問体制づくりを進める
- ・ 経験や知識を生かして、社会福祉施設でお手伝いする
- ・ 地域の福祉課題を話し合う「私たちの福祉を考える会（仮称）」を設置
- ・ もっている知識や技術を活かして地域活動に参加し、貢献する

○ 身近な生活を支援します。

- ・ 買い物・掃除・洗濯・ごみ出しなどの家事支援や散歩に付き添う
- ・ 食事の配達サービス
- ・ 日曜大工サービス
- ・ 土日など子どもが休みのときの学習支援
- ・ 町内自治会に見守りチームを設け、要支援者を支援する
(ひとり暮らしの高齢者への声かけ、安否確認、障害者への各種支援、児童の登下校時の見守り)
- ・ 子育て経験者が、子育ての不安を抱いている親にアドバイスをする
- ・ 発育に対する不安などを解消するために専門カウンセラーを呼んで講習会を開催する
- ・ ひとり親家庭への訪問などによる見守り支援（民生委員・児童委員と連携して町内自治会や社協地区部会が行う）
- ・ 高齢者世帯などの低層階への住み替え支援（低層階の空き部屋情報の提供）
- ・ 子育て家庭への家庭訪問の充実（地域保健推進員）
- ・ コレクティブハウジング（独立した専有の住居とみんなで使う共有スペースを持ち、生活の一部を共同化する住まい）の推進
- ・ 回覧板での「困った欄」の設置

3 ささえる・つなぐ

(7) 安心して暮らせるまちをつくる

課 題

近年、子どもを対象とした犯罪が増加していることから、登下校時、遊び場における子どもの安全の確保が重要な課題となっています。

また、犯罪の増加・凶悪化に対し、地域における防犯体制の整備が求められています。

災害時におけるひとり暮らしの高齢者や障害者への支援など、緊急時の対応が地域の課題となっています。

施策の方向

地域住民による自主的な防犯活動を支援するとともに、災害発生時など緊急時の支援・行動体制を構築し、安心して生活できる地域づくりに努めます。

主な取組み

□ 市民防犯活動の支援

地域の防犯活動を実施している団体などに、パトロール活動に必要な物品の配布など、防犯パトロール隊の育成・支援を行います。また防犯街灯設置の助成、防犯活動に関する講座を実施します。

□ 市内防犯パトロール（新規）

犯罪の発生抑止及び市民防犯意識の啓発を目的として、青色回転灯を装備したパトロール車による防犯パトロールを実施します。

□ 地域防犯ネットワークの推進（新規）

関係機関や事業者と協働して防犯活動に取り組む千葉市地域防犯連絡会を発足するとともに、防犯情報提供システムの構築を図ります。

□ 高齢者の消費生活サポートネットワーク（新規）

高齢者向けの消費生活に関するパンフレットの作成・配布や、悪質商法による被害の防止に向けたサポートネットワークづくりを推進します。

□ 学校セーフティウォッチ

「安全・安心な学校づくり」のため、地域住民や保護者が登下校時及び在校時における見回り、見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア（セーフティウォッチャー）を推進します。

□ 子ども110番の家

各中学校区青少年育成委員会が地域住民に協力してもらい「子ども110番の家」の指定を増やし、子どもたちが、危険と感じたらいつでも緊急に避難できるよう、子どもたちの登下校時における安全の確保を図ります。

□ 交通安全総点検

安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。

□ 自主防災組織の育成

大規模災害が発生した場合、一人の力には限界があります。地域の住民が平常時からお互いに協力し合い「自分たちの町は自分たちで守る」ということを目的に結成される自主防災組織の育成・支援を行います。

□ 災害情報ネットワーク(新規)

災害情報を収集・伝達するネットワークの構築や、地震ハザードマップを作成します。

□ 災害時ボランティア活動の推進

社協ボランティアセンターでは、市民の災害時のボランティア活動に関する理解と関心を深めるため、講座の開催や、関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練等を通じて、組織化や連携体制の確立を目指します。

□ 災害時における、要支援者への対応

寝たきり高齢者や障害者など、災害時における要支援者に関する情報を防災関係者と共有するなどの必要な支援策について検討を進めます。



地域の防犯パトロール隊

安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるためには、住民一人ひとりの心がけと防犯について、地域全体で協力しあうことが大切です。

現在、地域で防犯活動を実施している防犯パトロール隊は、町内自治会等を中心に約300団体が結成されています。

今後とも、多くの町内自治会で設置し、活動を展開することにより、犯罪の発生防止のみならず、地域のコミュニティの醸成や犯罪の起こりにくいまちづくりという観点からも、大変効果があるものと期待されています。



学校セーフティウォッチ

本市では、これまで「幼児・児童・生徒の安全確保に対する緊急対応マニュアル作成及び「学校への立ち入りに関する学校長・教育委員会連名の看板」の学校への配布及び平成16年度は全児童生徒への防犯ブザーの貸与、各学校への防犯用催涙スプレーの配布、教職員へ安全確保のための特別研修会を開催し学校での安全対策の強化を図ってきました。また、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業は3年間継続して実践してきました。

今までの取組みをさらに強化するために「地域の子どもは地域で守る」を基本とし、学校が中心となって地域の方々に児童生徒を見守っていただき、児童生徒の安全確保をさらに図っていくため、平成17年度より千葉県セーフティウォッチ事業を推進しています。

市立小・中・養護学校約180校で、PTA（保護者会）や地域・関係団体等との連携のもとに、平成18年2月末現在約8,300名の登録者があり、登下校時を中心に、学校内外や通学路を見回り、児童生徒の安全確保を行っています。

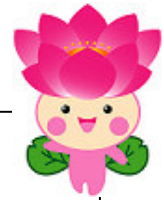
子ども110番の家

青少年育成委員会が主体となって、児童・生徒の登下校などの安全対策を確保するため、地域住民に協力してもらい、協力者の自宅を緊急避難場所として活用します。

子ども110番の家には、すぐわかるように専用のステッカーが貼られています。



《ステッカー》



自主防災組織の加入率の推移

町内自治会などが単位となって、いざというときに地域での初期消化活動や救出・救護活動、避難場所等への安全な移動などを図るために組織である自主防災組織の加入率は、年々増加の傾向にあります。

今後とも、広報活動や自治会等への働きかけによる加入率の向上が期待されます。

	加入率(%)				
	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
千葉市	57.2	58.1	59.1	60.5	62.1
中央区	63.6	64.1	63.0	64.4	63.4
花見川区	47.9	49.7	56.1	58.1	62.4
稲毛区	65.1	65.6	64.0	64.4	67.2
若葉区	55.7	56.5	57.4	60.2	60.6
緑区	39.2	40.7	40.0	40.9	40.6
美浜区	64.9	65.9	66.8	67.6	70.1

※各年とも3月31日現在

各区で取組む自助・共助の事例

- 地域の防災組織の結成と住民の参加を促進します。
 - ・ 災害時における要援護者の避難支援策
 - ・ 自主的な防災訓練、小地域での防災活動
 - ・ 災害時対応の専門家を呼んでの講習会の実施
 - ・ 避難マニュアルの作成
 - ・ 地域ごとの緊急連絡網の作成
 - ・ 防災意識の向上のための運動
 - ・ 防災マップの作成
- 地域の防犯組織の結成と住民の参加を促進します。
 - ・ 小中高生による危険か所の実地体験を通し、地域の防犯に役立てる
 - ・ 子ども110番の家の登録数を増やす
 - ・ 学校安全ボランティアへの多くの住民の参加促進
 - ・ 防犯パトロールの実施
 - ・ 新聞・郵便配達員との協力による防犯体制の整備
 - ・ 緊急時の安心カードの作成と活用
 - ・ 防犯意識の向上のための運動
 - ・ 防犯マップの作成
 - ・ 地区ごとに災害・防災に対する事務所を設置する
 - ・ 安全・防犯に関する広報活動
 - ・ 交通・防犯講習会への積極的な参加を呼びかける

3 ささえる・つなぐ

(8) 地域のネットワークをつくる

課題

誰もが安心して暮らすためには、地域で支え合う力を向上させるとともに、適切な相談窓口や福祉サービスへつなぐことが重要です。

そのためには、町内自治会や民生委員・児童委員、社協地区部会などの関係団体や組織、また、ボランティア、NPOなどが、住民と地域のネットワークをつくり、地域の福祉サービスを必要とする人への見守りや支援を行っていくことが求められています。

施策の方向

町内自治会や民生委員・児童委員、社協地区部会などの地域組織の活動を強化するとともに、ボランティアやNPOなどとのネットワークづくりを推進していきます。

また、ボランティアに意欲を持つ人と支援を求めている人をつなぐボランティアセンターの機能強化を図ります。

主な取組み

□ 社協地区部会活動の活性化

市内全域において小地域福祉活動が展開されるよう、社協地区部会の未設置地区の解消に向けて支援を行います。また、ふれあい・いきいきサロンをはじめとする地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等、地域福祉活動が活性化するよう、積極的に情報の収集・提供・調査研究を行うとともに、福祉活動を支える人材の育成、活動拠点の確保を進めていきます。

□ ボランティアセンターの機能強化

幅広い住民のボランティア活動への積極的な参加を促すため、情報の提供、講座を開催するとともに、すでに実践している住民を対象に、資質の向上、リーダーの育成事業を行っています。さらにボランティア活動が高まるよう、相談、支援業務の充実を図っていきます。

また、各区保健福祉センターの設立にあわせて、区ボランティアセンターを整備します。

□ ボランティアズカフェ (V' s café) (新規)

身近に気軽に立ち寄ることのできるボランティア情報の提供等を行う場として、ボランティアズカフェ (V' s café) を整備します。



ボランティアセンターの役割

現在、中央区のハーモニープラザ内と若葉区保健福祉センター内にボランティアセンターが設置されています。

今後、各区への保健福祉センターの設立に合わせて区ボランティアセンターを整備していく予定です。ボランティアセンターは以下の様な役割を果たしています。

1 活動の啓発と参加促進

幅広い市民にボランティア活動についての理解と関心を深め、また、積極的な活動の参加を図るため、情報の提供や講座の開催を行います。

2 相談・支援体制の充実

ボランティア活動をしたい市民及びボランティアの支援を必要とする市民への相談・支援業務を充実させ、両者のコーディネート役を担うとともに、ボランティアへの支援を行います。

3 活動拠点の整備

各区ボランティアセンター内にボランティア活動室を整備し、地域のボランティア活動を活性化するサポートをします。

4 災害時のボランティア活動の推進

災害時のボランティア活動についての関心が高まるとともに、平常時からのネットワークづくり等の取組みが重要視されています。

市民向けの講座の開催や、各関係機関と連携した災害ボランティアセンター設置訓練等を通して、平常時のネットワークづくりに取組みます。

ボランティアズカフェ (V's café)

駅前などの交通の利便性の高い場所に、気軽に立ち寄れる情報発信拠点を設置し、ボランティアの登録や紹介を行えるようにすることにより、学生・若年層や主婦などの利用者を主たる対象として、ボランティアの育成を図るものです。

主な業務としては、ボランティア情報の収集、ボランティア情報の発信・登録・コーディネート、ボランティア関係団体・大学等との連絡・調整などが考えられています。

□ **ボランティア保険制度**

地域で活躍しているボランティアや団体が安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知徹底に努めます。

□ **子育て支援連絡協議会（仮称）の設置**

次世代育成支援を総合的・効果的に推進するための推進母体として、子育て支援連絡協議会（仮称）を設置します。民間企業、保育、教育、医療関係者などを構成メンバーとした協議会を設置し、市民等への各種情報の提供、各種イベント、シンポジウム等を通じて、次世代育成支援のための幅広い普及啓発活動を進める中で、市民の理解の醸成を図ります。また、事業所における次世代育成支援などの取組みの普及・促進を図ります。

□ **子育てフォーラム（仮称）の推進**

地域における子育て支援の地域ネットワーク構築などを視野に入れ、地域に活動している様々な団体、個人が、子育て支援の情報交換の場として集う子育てフォーラム（仮称）を設置します。

□ **子どもや子育てに関する地域貢献活動への市職員の参加の促進**

子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関するデータベースを作成し、市内ネットワークを活用して、市職員に情報を提供して、活動への参加を促進します。

□ **市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化**

地域福祉推進の担い手であるNPOなど市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワーク構築を支援します。

□ **大学等と連携した地域活動の推進**

地域が抱える課題を解決するために、大学と行政が連携し、大学の有する知的財産・人的資源及び専門知識と行政の有する地域情報やノウハウを相互活用し、地域活動を推進します。

□ **道路ボランティアの支援（新規）**

道路清掃等の地域住民による美化活動に清掃用具や花苗を配布します。



市民活動センター

ボランティアやNPOなどの市民公益活動を全庁的に促進するため、市民公益活動の促進に関する基本指針を策定しています。

千葉市民活動センターは、この指針の趣旨に沿い、多様な市民公益活動を育成し、また、活動を支援するための拠点として平成14年10月、中央コミュニティセンター1階に開設しました。ボランティアやNPO活動に関する情報を提供しているほか、会議室や作業室、メールボックスの貸し出しを行っています。

また、相談コーナーでは、これから活動を始めようとする人への情報提供やNPO法人やボランティア団体の立ち上げ・運営等に関する様々な相談を受けつけています。税務や法律の専門家によるアドバイスが受けられる特別相談日も設けています。

各区で取組む自助・共助の事例

- 地域を構成する組織等が連携を図ります。
 - ・ 老人クラブ間の交流
 - ・ 福祉施設と関係機関のネットワークをつくる
 - ・ 地域コーディネート組織の設置
 - ・ 社協のコーディネート機能を強化する
- 既存組織の加入率の向上、活性化を図ります。
 - ・ 町内自治会の加入を増やすために未加入者に働きかけをする（特に若者への声かけ）、老人クラブの後継者の育成、会員数の加入拡大
 - ・ すべての地区に社協地区部会を設置する
 - ・ 社協地区部会の活動を推進する。
 - ・ 子ども会活動を充実させる（活動プログラムの充実、魅力あるテーマの設定）
- 地域と大学との共同研究、共同事業を推進します。
 - ・ 大学の地域活動への積極的な取り組み
 - ・ 空き店舗を活用した居場所づくりの共同研究

4 育ち・育てる

(9) 担い手となる人材を地域で育てる

課 題

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が地域福祉の理解を深め、地域福祉活動に参加することが必要です。

また、すでに活動を展開している人は、より知識を深め、自らの能力を高め、地域のリーダーとして活躍することが期待されます。

一方、本市は団塊の世代が多く居住していると同時に、就業者の多くが「被雇用者」として都内に通勤している状況にあります。団塊の世代がこの5年以内に定年を迎えることを考えると、これまで培ってきた多様な体験、技術、知識などを地域のために活かすことが期待されています。

そのような人材が多く育つことにより、より活発な地域福祉活動を展開することができます。

施策の方向

住民自らが地域福祉の知識と実践力を高めることができるよう、各種研修を充実させ、また学習の機会を増やし、地域福祉を担う人材を育てます。

また、研修などを受けた人が地域で活躍できるような仕組みをつくり、多くの市民がそれぞれの地域で活動しやすい環境をつくっていきます。

主な取組み

□ 民生委員・児童委員、主任児童委員の研修

地域住民の複雑多様化する福祉ニーズに応えるために、研修について内容の充実を図ります。

また、児童健全育成活動、母子保健活動の推進など地域において児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員に対する研修を充実させ、さらなる資質の向上に努めます。

□ ヘルスサポーターの養成

日常生活習慣を改め、生活習慣病のリスクを減らし、健康でしかも質の高い長寿社会の実現を目指すため、研修、講習会などを開催し、「自分の健康目標をたて、それを実現するために、「健康づくりを実践する人」(ヘルスサポーター)の養成を推進します。

□ **食生活改善推進員の養成**

子どもから高齢者までを対象に、食生活を通して地域住民の健康づくりのために活動をしているボランティアの「食生活改善推進員」（愛称「ヘルスマイト」）の養成を推進します。

□ **認知症サポーターの養成**

認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症の人を、各々の生活場面においてサポートするなど地域で実践することができる「認知症サポーター」の養成に努めます。

□ **ことぶき大学校卒業生による地域活動の推進**

「ことぶき大学校」を受講した卒業生が、そこで得た知識や技能を使って地域で活動できる環境の整備に努めます。

□ **市職員による出前講座**

専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による福祉活動に寄与するため、地域に出向いて行う「出前講座」を始めます。

例えば、企業の社員研修の場を活用して、結婚前の方や子育て中の方に、「家庭教育講座」を実施し、その場を活用して市の子育て支援に係る情報の提供を行います。

□ **社会福祉研修センター**

社会福祉事業に従事する方に対して、幅広い研修を計画的かつ体系的に行い、地域福祉を担う人材の養成と資質の向上を図ります。

□ **生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成**

団体・グループ活動の中心となるリーダー等の養成の一環として、子どもを対象とする活動に携わるリーダー・ボランティア等の養成を図り、各種活動の充実に努めるとともに、社会のニーズにより適合した講習会等の充実に図ります。

□ **ボランティア育成・活動支援の推進**

国際化に対応した外国人市民とともに生きる地域社会の形成のため、ボランティア通訳の養成などを図ります。

□ **ユースリーダーの養成**

青少年活動のリーダーを養成するため、高校生・大学生を中心に宿泊研修を実施します。

各区で取組む自助・共助の事例

○ 地域福祉を担う人材を掘り起こし、人材の育成に努めます。

- ・ 活動中のボランティアを研修講師まで養成する
- ・ 老人つどいの家は、趣味の場や生きがいがいづくりの場になっているが、時には話し合い聞き合うプロモーターの確保をする
- ・ 地域福祉人材バンク（町内自治会などに地域ボランティアセンターの設置）をつくる
- ・ 社協のボランティアセンターの機能強化、利便性の向上を図る

4 育ち・育てる

(10) 福祉のこころをはぐくむ

課題

誰もが地域で自立し、安心して生活していくためには、地域に住む人が、お互いに個人の尊厳を重んじ、その人が持つ価値を認め合うことが大切です。

一人ひとりの人間の差異、その関係の多様性を認め合うこと、思いやり、助け合いのこころをはぐくむことが求められています。

施策の方向

あらゆる場と機会を通して、福祉のこころの醸成（こころのバリアフリー）に努めます。

また、子どもたちの福祉のこころの芽吹きを促進するため、家庭、地域、学校がともに連携して、子どもたちが学ぶ機会や体験する場をつくっていきます。

主な取組み

□ 児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動

児童福祉週間（5月）、障害者週間（12月）等における啓発活動を通して、地域とともに、児童福祉の理念、子どもを取り巻くいろいろな問題への社会的関心を高め、障害者の自立と社会参加への意欲及び地域住民に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるようにします。

また、地域福祉に対する取組みの周知を行い、住民に対する活動の紹介や新たな参加の一助になるよう努めます。

□ 敬老の日を通しての高齢者を敬う意識啓発

敬老の日を通して多年にわたり地域社会の発展に貢献した方々に対する感謝の意識啓発を行います。また地域の高齢者に対する福祉活動や元気な高齢者の地域活動を紹介し、地域福祉推進の一助とします。

□ 人権週間等における人権啓発活動

人権週間（12月）等における、講演会の開催やリーフレット、啓発物品の頒布などによる啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。

□ 学校における総合学習の時間を通しての福祉体験

総合的な学習の時間等による福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもた

ちが、高齢者や障害者の人たちと互いに支え合いながら地域で普通に暮らができるよう、自他を認め合い、尊重しあう心の育成に努めます。

□ ボランティア教育の推進

千葉市指定推進校の指定を進め、実施校にボランティア教育推進委員会を設置し、活動を推進する中で、ボランティア精神の基礎を培います。

各区で取組む自助・共助の事例

- 地域住民が生涯にわたり福祉について正しい知識や理解を身に付けるよう、地域で講座や学習会、体験学習会を開催し、ひとりでも多くの住民が参加するよう呼びかけていきます。
 - ・ 地域におけるボランティア講座の定期開催と参加の呼びかけを行う
 - ・ 福祉のこころを喚起・啓発する取組み（こころのバリアフリー）を行う
 - ・ 障害者との継続した、ふれあいづくり（幼稚園から大学、企業まで）を行う
 - ・ 福祉体験学習会（手話・車椅子など）を開催する
 - ・ 社会福祉施設におけるボランティア活動に参加する。
- 子どもの頃から福祉のこころがはぐくまれるよう、家庭や地域で、子どもたちが学習する機会と場所をつくっていきます。
 - ・ 家庭や親戚の中で、子どもに介護などの体験をさせるなど福祉の学習に努める
 - ・ 学校での学習を踏まえて、家庭でも親子で福祉について考え話し合う機会をもつ
 - ・ 幼児期から障害児とのふれあいづくりを行う

5 基盤をつくる・進める

(11) 地域福祉の基盤をつくる

課題

地域福祉を推進していくためには、住民参加による自助・共助による取組みを進めるとともに、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、地域福祉の基盤の整備を今後も行政が中心となって進めていく必要があります。

これまでも、保健福祉センターなど拠点となる施設整備やバリアフリーの推進を進めてきましたが、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

施策の方向

将来にわたって安定的、持続的に保健福祉サービスを市民に提供していくために、保健福祉センターの整備、バリアフリーのまちづくり、各種行政計画に基づく必要な施設整備など地域福祉の基盤づくりを進めます。

また、関係部局が連携して、分野を横断的に地域の取組みを支援していきます。

主な取組み

□ 保健福祉センターの整備

市民一人ひとりの保健福祉ニーズにあわせた相談からサービス提供までを総合的かつ一体的に行うとともに、地域保健福祉活動の場を確保した、保健福祉の拠点施設として、各区に計画的に整備します。

□ あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の創設（新規）（再掲）

高齢者の心身の健康保持のために、総合相談支援、介護予防マネジメントなどを行う、「あんしんケアセンター」を整備します。

□ バリアフリーのまちづくりの推進

乳幼児をもつ親、高齢者、障害者などすべての人が安心して外出し、活動できるよう、歩行者がまちを移動するときの安全性を確保するとともに、不特定多数の人が利用する公共的な施設などのバリアフリー化を計画的に進めます。

① 鉄道駅舎等のエレベーターの整備

高齢者や障害者等の鉄道駅等の円滑な利用を図るため、JR・京成・千葉都市モノレールの駅舎にエレベーターを設置します。

② バス停の機能充実

バス停の上屋・ベンチ・バスバースの整備を行います。

③ ノンステップバスの導入

バス利用者の利便性、安全性の向上を図るため、ノンステップバスの導入を促進します。

④ 歩道の改良

歩道の段差解消や視覚障害者用ブロックを設置するなど、道路利用者に安全で快適な歩行空間の確保に努めます。

⑤ 放置自転車対策の推進

通行の障害となる放置自転車を解消するため、自転車駐輪場の整備や違法駐車 of 撤去の強化及び利用者マナーの啓発を図ります。

⑥ 学校へのエレベーターの設置

学校エレベーターの設置を推進します。

⑦ 公共施設における子育てバリアフリー化

本庁・各区役所において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド、授乳室、キッズコーナー等の設置を計画的に行います。

⑧ 交通安全意識の醸成

交通安全意識と交通マナーの向上を図るとともに、違法駐車 of 防止に努めます。

バリアフリーのまちづくり

高齢者が、心身ともに健康であり続け、文化教室や介護予防教室に外出する、あるいは、障害を持った人が積極的に社会参加していくためには、まち全体が安全で障害がないことが前提です。

バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを取り除くという意味ですが、歩道の段差等の物理的バリアの除去だけでなく、より広い意味で障害をもつ人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なバリアを除去していくことにも用いられます。

最近では、バリアフリーから一歩進んだ考え方として「ユニバーサルデザイン」も提唱されています。高齢者、障害者、子ども、妊産婦などみんなが使いやすい製品、住みやすい環境をつくりだそうという考え方です。



□ 個別対象別計画の着実な推進

高齢者保健福祉推進計画、障害者計画、夢はぐくむちば子どもプラン（次世代育成支援行動計画）などの個別対象別計画に基づき、施設整備やサービスを着実に推進します。

5 基盤をつくる・進める

(12) 住民参加の仕組みをつくる

課題

地域福祉を推進していくためには、福祉活動への関心を高めるとともに、活動への住民の主体的な取組みが不可欠です。

現在、地域福祉を実践している町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体・組織と行政が連携を強め、より多くの住民が活動に参加する仕組みをつくる必要があります。

施策の方向

地域福祉推進の中心的な役割を担う組織である社会福祉協議会の機能を強化し、社会福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民の参加のための支援を行います。

また、各区の地域福祉計画を着実に推進するための組織をつくり、地域福祉に関する理解を広め、多くの住民参加につなげていきます。

主な取組み

□ 社会福祉協議会の機能強化

住民に身近な地域で、住民が主体となり、地域の実情にそった地域福祉を行っている社協地区部会が、地域福祉活動を積極的に推進できるよう支援していきます。

また、社会福祉協議会では、地域に身近な組織として区ごとに区事務所・区ボランティアセンターを設置し、区内の地区部会への支援をはじめ、福祉サービスや各種相談事業、ボランティアの養成を行っています。こうした実施体制を充実していきます。

□ 地域福祉に関する広報活動

住民参加による活動計画の内容を多くの地域住民に知ってもらうことが必要です。そこで、計画と住民による活動の理解を広め、住民参加の促進を支援するため、地域福祉に関する広報活動の推進に努めます。

□ 地域福祉計画推進協議会（仮称）の設置（市、各区）（新規）

プランの着実な推進を図るため、市及び各区に地域福祉計画推進協議会（仮称）を設置します。

1 市の地域福祉計画推進協議会（仮称）

地域福祉計画の取組み状況を把握し、市の計画に基づく事業等の進捗状況を確認

するとともに、今後の取組みや計画の見直しについての議論を行います。

2 各区の地域福祉計画推進協議会（仮称）

(1) 各区の地域福祉計画の円滑な実施を図るため、各区に「地域福祉計画推進協議会（仮称）」を設置します。

(2) 同協議会は、区計画に関する「情報のプラットフォーム（情報の収集、発信、共有、交換の場）」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題の把握や今後の取組みについての議論を行うほか、関係者間の連絡調整や広報を行います。

(3) 委員は、地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、社協地区部会、老人クラブ、NPO、ボランティア団体、社会福祉事業者、学校関係者などから幅広く選定します。

□ 市民参加条例の制定（新規）

市民との情報の共有、市民意見の政策反映、市民との協働などの基本原則を条例として制定します。

□ 広聴事業の充実（新規）

地域に根ざしたきめ細かい地域行政を展開するため、インターネットモニターの選任やアンケートを実施するなど、広聴事業の充実を図ります。



地域福祉パイロット事業

社協地区部会の活動を中心として、地域全体で助け合う力を高め、新しいコミュニティづくりを進めるため、同地区部会を中心とした先進性、模範性のある地域福祉活動に助成（平成18年度予算）を行うことにより、地域福祉の活動の幅を拡大するとともに、新しい活動形態を創出します。

以下の様な効果が期待できます。

- ・新しい地域福祉の時代における社会福祉協議会の機能強化
- ・地域住民の参加による新たな相互援助活動のきっかけづくり
- ・地区部会とNPOなどの連携促進



今後の進め方についての主な意見（パブリックコメントより）

○ 推進組織

- ・ 区地域福祉計画推進協議会（仮称）の構成委員の公募とその運営の公開を求める。
- ・ 誰が実行の担い手になるか、最大の懸案事項だ。今後、実行される仕組み作りをしっかり行うことを求める。
- ・ 今後の取組みには、意欲ある多くの市民が参加できるよう公募枠を広くとって欲しい。

○ 担い手・人材育成

- ・ 地域の連携を誰がコーディネートするのか。
- ・ 区地域福祉計画推進協議会（仮称）が実効性のある活動を担えるような工夫が必要。NPOなどと地域をつなぐコーディネートの役割を誰が担うのかわからない。
- ・ 区地域福祉計画推進協議会（仮称）だけでは地域の活動につながらなく、中学校区単位に行政が支援する拠点が必要。そこへ社協の職員が顔を出すことで地域とボランティアセンターが連携をとることができ、機能する。

○ 推進方策・スケジュール

- ・ 重点事業とその実施スケジュールが示されるともっと実感がわく。
- ・ 優先順位を確定してから始めた方が、効率的だ。
- ・ まずモデル地区などで検証しながら、他地区に広げるような方法も一案。
- ・ 取組みのための課題をまず解決することで、すみやかに事が進むのではないかな。

○ 広報・PRについて

- ・ 計画の簡易版をつくり、自治会などで考え方の理解と協力を得てはどうか。
- ・ 計画の実行が個々に任せられるのであれば、地域に対する当計画の周知徹底が最も必要とされる。

○ 行政の役割等

- ・ 計画の取組みをどのように具体化していくのかを計画上に盛り込むべきではないか。市は何をしてくれるのか？やはり行き着くところは「お金」なのではないか。
- ・ 公助は行政、共助は地域ボランティアと言う考え方では、地域福祉の充実発展は望めない。予算が無くなってきたので、ボランティア主体の「地域福祉」では寂しい。現在の仕組みを、共助を積極的に支援できる予算のあり方に移行することが必要。
- ・ 市、各区、地域内組織。この3者の具体的な役割分担の提示と社会整備資金、活動支援金等の有無、規模が明示されるべきです。それらを見て、市民としてどの部分を協力できるのか、或いは次期へ繰延すべきか否か等の判断も容易になる。
- ・ 地域住民の参加を実現させるために、今後、様々な知恵を出すことが必要。そのひとつとしてボランティアの育成について、「公助」が必要である。

資料編

I 千葉市地域福祉計画策定委員会委員一覧

(五十音順・敬称略)

No	氏名	所属団体等
1	島村 信吾	公募
2	谷口 多恵	公募
3	本多 尚世	公募
4	吉松 卓郎	公募
5	○ 秋谷 正樹	千葉市社会福祉協議会副会長
6	金澤 務	千葉市障害者ケアマネジメント推進協議会会長
7	斎藤 博明	千葉市医師会在宅医療担当理事 実川外科医院 院長
8	◎ 宮本 みち子	放送大学 教授
9	山本 美香	淑徳大学総合福祉学部 講師
10	川瀬 康行	緑区地域福祉計画策定委員長
11	北 昌司	美浜区地域福祉計画策定委員長
12	武井 雅光	中央区地域福祉計画策定委員長
13	花島 治彦	若葉区地域福祉計画策定委員長
14	原田 正隆	稲毛区地域福祉計画策定委員長
15	藤野 信太郎	花見川区地域福祉計画策定委員長

◎は委員長 ○は副委員長

Ⅱ 検討の経緯

策定委員会では、平成17年2月の第1回会議から、平成18年3月の計画案のとりまとめまでの間に、5回の会議を開催し地域福祉計画を作成しました。

千葉市地域福祉計画策定委員会の経過		
開催回数	開催日	会議の主な内容
第1回会議	平成17年2月2日(水)	(1) 委員長・副委員長の選任について (2) 千葉市地域福祉計画について (3) 各区のこれまでの取組状況について
第2回会議	平成17年6月1日(水)	(1) 千葉市地域福祉計画について
第3回会議	平成17年8月31日(水)	(1) 千葉市地域福祉計画について
第4回会議	平成17年10月26日(水)	(1) 千葉市地域福祉計画「素案」について
平成17年12月15日(木)～平成18年1月16日(月) パブリックコメントの実施		
第5回会議	平成18年3月24日(金)	(1) 千葉市地域福祉計画(案)について

Ⅲ 事業一覧表

基本テーマ	施策の方向	NO.	事業名称	所管課	掲載P
1 知る・えらぶ	(1) 手軽に気軽にわかりやすく情報が得られる	1	身近な地域情報の整理と提供	保健福祉総務課	42
		2	情報の受け手の立場に立った提供手段の多様化	全庁的取組	42
		3	福祉サービスの第三者評価	全庁的取組	42
		4	「簡単じゃないか福祉システム(仮称)」の構築	保健福祉総務課	43
		5	インターネットを活用した健康づくりの情報提供(新規)	健康企画課	43
		6	子どもホームページの活用	子ども家庭福祉課	43
		7	市役所コールセンターの設置	情報政策課	43
		8	申請・届出等手続のオンライン化の実現	情報政策課	43
		9	KIOSK端末による電子申請	情報政策課	43
	(2) 相談しやすい体制をつくる	10	保健福祉センター「保健福祉総合相談窓口」の整備拡充	保健福祉総務課	45
		11	子どもの相談・支援体制の強化	子育て支援課	45
		12	子育て支援プラザ(仮称)の運営(新規)	子育て支援課	45
		13	出産・育児の電話相談	子育て支援課	46
		14	子どもと親の相談活用事業	教育委員会指導課	46
		15	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業	教育委員会生涯学習振興課	46
		16	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)の創設(新規)	高齢福祉課・高齢施設課	46
		17	介護相談員派遣事業の充実	介護保険課	46
		18	障害者相談支援体制の充実	障害者自立支援課	46
		19	発達障害者支援センターの運営(新規)	障害者自立支援課	46
		20	こころの健康センター	こころの健康センター	46
		21	ハーモニー相談室	男女共同参画課	47

基本 テーマ	施策の方向		NO.	事業名称	所管課	掲載P
2 つど う・ 参 加 す る	(3)	身近な居場所を確保する	22	既存施設等の有効活用の促進	全庁的取組	50
			23	学校施設有効活用指針の策定	教育委員会企画課	50
			24	学校体育施設開放事業	教育委員会社会体育課	50
			25	ウィークエンドふれあい広場事業	教育委員会青少年課	50
			26	児童センターの運営(新規)	子ども家庭福祉課	51
			27	保育所所庭の休日開放(新規)	保育課	51
			28	こども科学館(仮称)整備事業(新規)	教育委員会文化課	51
			29	いきいきセンターの整備	高齢施設課	51
			30	老人つどいの家の拡充	高齢福祉課	51
			31	障害児タイムケアの実施(新規)	障害者自立支援課	51
			32	ちばっこわくわくキャンパス(地域子ども教室)	教育委員会生涯学習振興課	51
	(4)	多様な交流の機会を増やす	33	異世代交流の推進	高齢福祉課	54
			34	子育てリラックス館の充実	子ども家庭福祉課	54
			35	育児サークルの支援	保健指導課	54
			36	保育所(園)地域活動事業	子育て支援課	55
			37	長柄げんきキャンプ	教育委員会指導課	55
			38	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	教育委員会指導課	55
			39	老人クラブ活動の充実強化	高齢福祉課	55
			40	障害者スポーツ指導者の養成(新規)	障害者自立支援課	55
			41	トライブライリー運営事業	障害者自立支援課	55
			42	花のあふれるまちづくり「花の都・ちば」の推進	緑政課	55
	(5)	社会参加の機会を増やす	43	シルバー人材センターの機能強化	高齢福祉課	58
			44	ことぶき大学の園芸学科新設(新規)	高齢福祉課	58
			45	障害者の就労支援(新規)	障害企画課	58
			46	休日保育の拡充	子育て支援課	59
			47	一時・特定保育の拡充	子育て支援課	59
			48	マミーサポート(新規)	子育て支援課	59
			49	母子家庭等の就業自立支援	子育て支援課	59
			50	若者の就職支援(新規)	勤労市民課	59
			51	交通アクセスの確保	都市交通課	59

基本テーマ	施策の方向	NO.	事業名称	所管課	掲載P
3 させえる・つなぐ	(6) 身近なささえあいの 仕組みをつくる	52	権利擁護、成年後見制度の推進	地域保健福祉課 高齢福祉課	62
		53	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)の創設(新規)(再掲)	高齢福祉課・高齢施設課	62
		54	地域保健推進員活動	子育て支援課	63
		55	各区サービス調整チームの活動	保健福祉センター整備室	63
		56	ファミリー・サポート・センターの充実	子育て支援課	63
		57	安心電話・緊急通報装置の設置、SOSネットワークの整備	高齢福祉課	63
		58	児童虐待・DV(ドメスティックバイオレンス)への対応	子ども家庭福祉課、 児童相談所	63
		59	高齢者虐待への対応	高齢福祉課	63
		60	障害のある子どもの学校生活サポート(新規)	教育委員会養護教育センター	63
		61	コミュニティビジネスの支援	経済振興課	63
		62	ホームレス対策	地域保健福祉課	64
	(7) 安心して暮らせるま ちをつくる	63	市民防犯活動の支援	地域安全課	66
		64	市内防犯パトロール(新規)	地域安全課	66
		65	地域防犯ネットワークの推進(新規)	地域安全課	66
		66	高齢者の消費生活サポートネットワーク(新規)	消費生活センター	66
		67	学校セーフティウォッチ	教育委員会学事課	66
		68	子ども110番の家	教育委員会青少年課	67
		69	交通安全総点検	維持管理課	67
		70	自主防災組織の育成	総合防災課	67
		71	災害情報ネットワーク(新規)	総合防災課	67
		72	災害時ボランティア活動の推進	地域保健福祉課	67
		73	災害時における、要支援者への対応	総合防災課、高齢福祉課、 障害企画課	67
	(8) 地域のネットワーク をつくる	74	社協地区部会活動の活性化	地域保健福祉課	70
		75	ボランティアセンターの機能強化	地域保健福祉課	70
		76	ボランティアズカフェ(V's café)(新規)	市民総務課、 地域保健福祉課	70
		77	ボランティア保険制度	地域保健福祉課	72
		78	子育て支援連絡協議会(仮称)の設置	子ども家庭福祉課	72
		79	子育てフォーラム(仮称)の推進	子ども家庭福祉課	72
		80	子どもや子育てに関する市職員の地域貢献活動への市職員の参加の促進	職員課	72
		81	市民活動センターによるNPOなどの団体間の連携強化	市民総務課	72
82		大学等と連携した地域活動の推進	政策調整課	72	
83		道路ボランティアの支援(新規)	中央・美浜土木事務所	72	

基本テーマ	施策の方向	NO.	事業名称	所管課	掲載P	
4 育ち・育てる	(9) 担い手となる人材を地域で育てる	84	民生委員・児童委員、主任児童委員の研修	地域保健福祉課	74	
		85	ヘルスサポーターの養成	保健指導課	74	
		86	食生活改善推進員の養成	保健指導課	75	
		87	認知症サポーターの養成	高齢福祉課	75	
		88	ことぶき大学卒業生による地域活動の推進	高齢福祉課	75	
		89	市職員による出前講座	全庁的取組	75	
		90	社会福祉研修センター	地域保健福祉課	75	
		91	生涯学習センター・公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	教育委員会生涯学習振興課	75	
		92	ボランティア育成・活動支援の推進	国際交流課	75	
	93	ユースリーダーの養成	教育委員会青少年課	75		
	(10) 福祉のこころをはぐくむ	94	児童福祉週間、障害者週間等における啓発活動	子ども家庭福祉課・障害企画課	77	
		95	敬老の日を通しての高齢者を敬う意識啓発	高齢福祉課	77	
		96	人権週間等における人権啓発活動	市民総務課	77	
		97	学校における総合学習の時間を通しての福祉教育	教育委員会企画課	77	
		98	ボランティア教育の推進	教育委員会指導課	78	
	5 基盤をつくる・進める	(11) 地域福祉の基盤をつくる	99	保健福祉センターの整備	保健福祉センター整備室	79
			100	あんしんケアセンター(地域包括支援センター)の整備(新規)(再掲)	高齢福祉課・高齢施設課	79
			101	バリアフリーのまちづくりの推進	維持管理課、地域保健福祉課、都市交通課、教育委員会学校施設課	79
			102	個別対象別計画の着実な推進	全庁的取組	80
(12) 住民参加の仕組みをつくる		103	社会福祉協議会の機能強化	地域保健福祉課	81	
		104	地域福祉に関する広報活動	保健福祉総務課	81	
		105	地域福祉計画推進協議会(仮称)の設置(市、各区)(新規)	保健福祉総務課	81	
	106	市民参加条例の制定(新規)	市民総務課	82		
	107	広聴事業の充実(新規)	地域振興課	82		

※事業数は、再掲を除くと105事業です。

IV 各区地域福祉計画の概要

中央区地域福祉計画

基本目標

みんなであつろう、支え合い安心して暮らせる中央区

基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。計画づくりに参加した委員の皆さん全員の願いや思い、そして意気込みが、この23文字に込められています。

7つの基本方針

23の基本的な方向性

51の具体的な取組み

I 身近な コミュニティ づくりの推進

- 1 地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる
(1) 地域支えあい連絡会
- 2 常日頃から近所付き合いができるような関係をつくる
(2) 地域ボランティアの拠点づくり
(3) シニアボランティアの登録制度の創設 (4) 世話役さん
- 3 見守り体制をつくり、見守り活動を行う (5) 見守り体制をつくる
(6) 小地域防災活動 (7) すべての子どもを地域で育てる

II 交流の場と 仲間づくり

- 1 高齢者の交流の場をつくる
(8) ウィークリーサロン(9) お年寄り向けのスポーツクラブ活動
- 2 子どもと子育て中の親 (10) 地域による子ども教室
(11) クラブ活動PR運動 (12) 子ども会の充実
(13) 子育て家庭への個別訪問の充実 (14) 子育てサロンの充実
(15) 子ども相談応援隊の訪問体制づくり
- 3 障害者の交流の場づくり (16) イベントを通じた地域交流の推進
(17) 学校における子ども同士の交流の推進
- 4 世代を超えた、地域交流の場 (18) ドッキングプレイス

III 社会参加の 推進

- 1 高齢者の社会参加を推進する (19) 社会福祉施設でお手伝い
- 2 軽度の障害者の社会参加を推進する (20) 社会活動応援隊の結成
(21) ボランティアによる個別訪問(22) 地域内行事参加の啓発活動
- 3 重度の障害者の社会参加を推進する
(23) 障害者の雇用の促進 (24) 雇用推進の広報の充実
- 4 子育て中の親の社会参加を推進する
(25) 一時的な子育てを地域ぐるみで支援する

- 5 閉じこもりがちな成年の社会参加を推進する
 - (26) 地域における若者自立支援運動
- 6 社会活動を推進する体制づくり (27) お仕事斡旋センターの創設

IV 人材の育成・地域の福祉力向上

- 1 福祉の心を喚起・啓発する取組み
 - (28) 地域で福祉に関する講座、ボランティア講座等の受講機会の提供
 - (29) 幼児期からの障害児とのふれあいづくり
 - (30) 障害者との継続した、ふれあいづくり
 - (31) 市民のボランティア体験、障害者とのふれあいづくり
 - (32) 福祉のまちづくりの啓発 (33) 障害者の権利擁護活動
- 2 幅広い福祉活動の輪を広げる仕組みづくり
 - (34) 福祉施設等と住民の連携
 - (35) 地域の障害者の自立支援体制をつくる
- 3 人材を育て、集める（育成・活用・確保）
 - (36) 世話役さん（再掲） (37) 地域ボランティアの拠点づくり（再掲）
 - (38) 公共施設等職員の対応能力のレベルアップ
 - (39) 福祉事業者の体質改善、福祉事業従事者の専門、技能強化

V 相談体制、情報提供の場づくり

- 1 相談、情報センター構築（センターサテライト構想）
 - (40) 中央区相談・情報センター (41) 中学校区相談・情報センター
- 2 情報が正確に伝わる
 - (42) 福祉マップ、福祉情報誌 (43) わかりやすい情報の集約

VI 福祉教育の推進

- 1 学校での取組み
 - (44) 学校での福祉教育
- 2 家庭での取組み
 - (45) 家庭での福祉教育
- 3 地域での取組み
 - (46) 地域での福祉教育

VII 人にやさしい生活環境づくり

- 1 防犯・防災体制づくり
 - (47) 学校安全ボランティア活動の推進 (48) 防犯安全運動の推進
 - (49) 地域防犯パトロール (50) 町内自衛防災活動
- 2 高齢者・障害者等の利用に配慮した環境整備
 - (51) バリアフリーのまちをつくる

《主な取組み》

具体的な取組み 2 地域ボランティアの拠点づくり

「こんなボランティアできます」と「こんなボランティアをして欲しい」といった地域住民の意向をコーディネートする仕組みを地域でつくる。人材バンクを中学校区単位に設ける。

【主な担い手】

- ①福祉や教育を専攻する大学生
- ②ボランティア活動を経験した小中学生
- ③様々な技能・特技を持つ退職高齢者
- ④看護師、保健師、保育士の資格を持つ市民
- ⑤社会福祉施設職員
- ⑥活動を希望する市民

【支援体制】

社協地区部会、町内自治会、福祉団体などが推進体制を結成し、コーディネーターとして、人材募集、斡旋、育成計画、育成方法、住民への周知方法を検討する。

〔継続のための工夫〕

ボランティア券の発行

具体的な取組み 3 シニアボランティアの登録制度の創設

身近なコミュニティづくりのために地域の高齢者に担い手となってもらう。高齢者の近所づきあいのきっかけづくり、生きがいづくり、社会参加にも寄与する。活動する高齢者の「シニアボランティア」登録制度をつくる。登録者にはワッペンを！
(例) 防犯パトロール隊やウォーキングクラブ等の行事を考案し、参加を募るなど

【主な担い手】

地域活動の参加に意欲をもつ高齢者

具体的な取組み 11 クラブ活動PR運動

地域のすべての子どもたちに、希望するクラブに参加できるチャンスを与え、子どもたちの交流や居場所を確保するため、学校での課外クラブ活動、公民館での絵画や習字などの教室・講座、民間で行う各種クラブなど、地域内での各クラブ開催状況や募集状況などの一覧表を作成しPRする。

【PR運動の担い手】

- ①学校
 - ②PTA、主任児童委員連絡会
 - ③子ども会・子ども会育成連絡会
 - ④地域のボランティア
 - ⑤町内自治会
- などが連携し、運営協議会を設置する。

具体的な取組み 20 社会活動応援隊の結成

軽度の障害者が自ら働き対価を得ることにより、自信をつけ、社会的に自立する糸口とするため、社会活動応援隊を結成し、遊休農地を借り上げ、障害者とともに農作業を行い、また、生産物を販売する。労働、生産物を販売、収入の確保によって、障害者の社会参加、自立促進を図る。

【対象者】

本人自身で社会活動がうまくできない軽度の障害者、さらに引きこもりや不登校の生徒も対象とする。

【主な担い手】

- ①当事者の家族
- ②NPO、地域のボランティア
- ③生活支援者としてハンディを持つ方を理解できる専門家 など

具体的な取組み 42 福祉マップ、福祉情報誌

ア お年寄りに分かり易い、地域の居場所マップを作成する。

イ 地域の高齢者や障害者に関わる施設、関係機関のマップ。車椅子が通れる範囲を示すなど、様々な工夫を凝らす。

ウ 住民や福祉施設の福祉活動状況、ボランティア団体などの人材や活動状況、マップなどを盛り込んだ情報誌の作成を検討する。

エ 子育て支援サービスの実施施設や関係機関などのマップ。

オ 地域ごとの作成を検討する。

【主な担い手】

行政、地域住民、町内自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、社協地区部会、社会福祉協議会、障害者団体などが連携して推進体制を構築し、掲載内容などを検討する。

花見川区地域福祉計画

基本目標

あなたが主役 みずから進んで参加しよう！

地域福祉の創造をめざして

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮せる 心豊かなまちづくり～

4つの基本方針

取組みの方向性

具体的な取組み

1 誰もが心豊かに
ふれあい安心して生活
できる場と地域で活動
しやすい環境づくり

1 世代を超えた様々な交流の促進

- (1) 近所づきあいを深める（隣近所との交流）
- (2) 子ども・高齢者・障害者の様々な交流の促進
- (3) 地域の各種団体等の交流の促進

2 誰もが気軽にすごせる場の確保と福祉施設の利用促進

- (1) いまあるものを活用した居場所づくり
（既存施設の有効利用）
- (2) 地域福祉の拠点づくり（各種福祉施設の利用促進）
- (3) 誰もが利用できるための工夫づくり
（既存施設の横断的な活用）

3 地域社会における参加の推進

- (1) 地域・社会活動への参加の促進
- (2) 誰もが外出しやすい環境づくり
（バリアフリー・移動手段の確保）

2 地域ぐるみで、誰もが
支え合い、助け合いの
できる地域社会づくり

- 1 地域の幅広い人材の育成・活用
 - (1) 福祉意識の醸成（福祉教育の充実）
 - (2) 地域ボランティアの育成・組織化
 - (3) ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進
- 2 地域における各種団体・組織等の活性化
 - (1) 地域における各種団体・組織等の充実
 - (2) 各団体・組織等の連携強化
- 3 地域生活への支援体制の構築
 - (1) 身近な生活に関わる支援
 - (2) 声なき要支援者に対する支援・対応
(引きこもり・孤独死・虐待・不登校等)

3 身近にいつでも相
談できる体制の構築と
情報を共有できる仕組
みづくり

- 1 必要な情報がいつでも手に入る仕組みづくり
 - (1) 情報をわかりやすく伝える工夫づくり
 - (2) 気軽に相談できる場の確保
 - (3) 情報の共有化（情報交換・ネットワーク）
- 2 適切なサービスが受けられるための仕組みづくり
 - (1) サービスの質の向上
 - (2) 在宅ケアの充実

4 恵まれた地域
性を生かし、リフレッ
シュできる、住み慣れた地
域で安全に安心して暮せ
る地域づくり

- 1 心身の健康づくりの推進
 - (1) 健康づくりへの主体的な取組みの推進
 - (2) 地域で支える健康づくりの推進
 - (3) 地域でふれあい、リフレッシュできる環境づくりの推進
- 2 地域が安心・安全な、防犯・防災のしくみの充実
 - (1) 地域における安全・防犯活動の充実
 - (2) 災害時などにおける地域防災の仕組みづくり

《主な取組み》

基本方針1 2 (2) 地域福祉の拠点づくり (各種福祉施設の利用促進)

〈取組み内容〉

○ 地域に開かれた福祉施設の活用

- ・ 地域における福祉施設への理解を深めるため、積極的にPRを行います。
また、施設が地域の一員として、地域行事への参加や地域活動場所の提供などを行うことにより、地域と積極的に関わるよう努めます。
- ・ 地域住民との様々な行事や催しなどを通して、地域に開かれた福祉施設としての活用を図ります。

☆ 想定される主な担い手：福祉施設、地域住民、ボランティア

基本方針2 1 (3) ボランティア・NPO活動等への積極的な参加の推進

〈取組み内容〉

○ ボランティアチケット制度の導入

- ・ 地域でボランティア活動した人に「ボランティアチケット」を発行し、地域の商店街などの協力を得て、買い物券としての利用、あるいはボランティアが受けられる利用券として活用できるような制度をつくります。
まずは、町内自治会単位などの身近な地域での導入を検討し、徐々に対象地域を拡大していけるように努めます。

☆ 想定される主な担い手：町内自治会、商店街、NPO、ボランティア

基本方針3 1 (1) 情報をわかりやすく伝える工夫づくり

〈取組み内容〉

○ 情報の周知方法の工夫

- ・ 町内自治会の回覧板により、わかりやすい情報や内容を各世帯に回覧または配布します。
- ・ 回覧板はできるだけ声をかけあって手渡ししましょう。
- ・ ごみステーションに掲示板を設置し、要点を大きな字で記載するなど、町内掲示板を活用し、わかりやすく情報を周知します。

☆ 想定される主な担い手：地域住民、町内自治会

基本方針4 1 (1) 健康づくりへの主体的な取組みの推進

〈取組み内容〉

○ 健康づくりのイベント・講習会などへの積極的参加

- ・ 健康づくりのための様々なイベントや講座に積極的に参加することにより、健康学習に努めましょう。
- ・ 地域の病院に依頼して、成人病やがんなどの生活習慣病に関する講座等を開催し、健康寿命を伸ばす努力をしましょう。
また、健康相談の活用を促進を図ります。

☆ 想定される主な担い手：地域住民、社協地区部会

稲毛区地域福祉計画

基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる^{まち}稲毛をめざして
— 心のバリアフリーから始まる“地域発”の新しい取組み —

5つの基本方針

施策の方向性

35の具体的な取組み

基本方針1

地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

- (1) お互いを知る機会をつくる
 - ① 挨拶から始まる地域との関わり
- (2) 困っている人の生の声に耳を澄ます
 - ① 地域の情報交換の推進
 - ② 回覧板での「困った欄」と施設に「困った箱」の設置

基本方針2

「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」するみんなの居場所づくり

- (1) お互いを認め合った様々な交流の展開
 - ① ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充
 - ② 保育所や幼稚園での地域交流の拡充
 - ③ ごはんを一緒に食べる機会づくり
 - ④ 公民館を利用した子どもの活動の充実
 - ⑤ いきいきプラザ・いきいきセンターでの交流
 - ⑥ 学校での放課後等の子どもの居場所づくりや地域交流の実施
- (2) 誰もがふらっと寄ることができる場づくり
 - ① 自治会館の活用
 - ② 公民館・コミュニティセンターの活用
 - ③ 子どもルームの空き時間の活用
 - ④ 児童福祉センターの活用
 - ⑤ 空き店舗の活用
 - ⑥ これからできる施設などについての活用方法の提案
- (3) 交通手段の確保
 - ① 交通手段の充実に向けて

基本方針3

身近なところで必要な
情報を得ることができる
仕組みづくり

- (1) 身近なところでの情報提供と相談
 - ① 地域の情報の収集と発信
 - ② ぶらっと寄ることができる場での情報提供
 - ③ 保健福祉総合相談窓口の活用
 - ④ こころの健康への対応
- (2) 青少年の健全育成にとって好ましくない情報についての対策
 - ① 啓発の充実
 - ② 有資格者の育成及び見守り活動
- (3) 権利擁護・成年後見制度の推進
 - ① 判断能力がない又は不十分な高齢者・障害者等に対する支援

基本方針4

人と人とのつながりを
つくり、活かし、支え
合い助け合う地域での
連携プレー

- (1) 身近な地域での連携・協力による支援や見守り
 - ① 地域で活動している人・組織との連携・協力
 - ② 元気な高齢者や子どもたちの参加による支援や見守り
 - ③ 一人暮らし高齢者などの引きこもり防止対策
- (2) 新たな形での支援や見守り
 - ① コーディネート組織の設置
 - ② 暮らしの助っ人隊の結成
 - ③ 大学や学生も参加するまちづくり

基本方針5

緊急時に備えた日頃
からの取組み

- (1) いざというときに必要な情報把握
 - ① 安心カードの作成と活用
- (2) 災害時等の支援体制の構築
 - ① 災害時対応の専門家を呼んでの講習の実施
 - ② 避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり
- (3) 地域でできる防犯の取組み
 - ① 防犯マップの作成と活用
 - ② 「子ども110番の家」の拡大・活用
 - ③ 商店街・企業等と連携した取組み

《主な取組み》

基本方針1 (1) ① 挨拶から始まる地域との関わり

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 担い手 区民
- ◇ 取組み内容

近隣住民が顔見知りになる最初のきっかけは挨拶です。挨拶から会話は始まります。それはちょっとした心かけでできることです。

誰もが日常での挨拶を心かけ、自分の住む地域の近隣住民を知り、地域と関わることにより、交流や支援、見守りにつなげていきます。

基本方針2 (1) ① ふれあい・いきいきサロン、ふれあい・子育てサロンの拡充

- ◇ 対象者 高齢者、子育て中の親など
- ◇ 担い手 社会福祉協議会地区部会、ボランティアなど
- ◇ 取組み内容

- ・ ウォーキングや体操を奨励したり、子育て情報を交換したり、誰もが誘い合って気軽に参加できる「心からホッとできる場」、「世代を超えた交流の場」とします。
- ・ 現在、活動していない地区でも積極的に実施するよう推進します。
- ・ サロンを知ってもらうための広報活動を行います。
- ・ 社会福祉協議会地区部会だけではなく、担い手やサポーターを募り、増やしていきます。
- ・ 幼稚園や保育所(園)、保健センター、公民館等と連携して進めていきます。

基本方針3 (1) ① 地域の情報の収集と発信

- ◇ 対象者 区民
- ◇ 担い手 社会福祉協議会地区部会、民生委員・児童委員など
- ◇ 取組み内容

- ・ 中学校区単位くらいで、福祉に関する社会資源や組織、活動などの情報を区民が中心になって収集し、市と連携して情報を発信します。
- ・ 各組織の活動などを掲載したり、福祉マップづくりをすることにより、福祉を通して人と人との交わりを促進し、住民の意識を高めます。
- ・ 発信方法は、ホームページや各種広報誌、町内自治会の回覧板などを活用します。また、コンビニやスーパーなど、日常生活でよく利用する場所でも情報が収集できるようにしていきます。

基本方針4 (2) ③ 大学や学生も参加するまちづくり

◇ 対象者 支援を必要としている人

◇ 担い手 大学、学生

◇ 取組み内容

- ・ 稲毛区は、文教のまちとして、大学や研究機関が多く所在します。そこに在籍する学生の中には、地域住民として何かしたいと思っている人もいます。地域から積極的に働きかけて、そのような学生を募り、地域での支援や見守りができるような仕組みをつくっていきます。
- ・ 学生から活動実践提案を募集し、よい内容やテーマを採用し、各組織と連携し、実践に取り組めます。
- ・ 大学や研究機関等とも連携・協力して、支援や見守りについて取り組んでいきます。
- ・ 大学が主体となって地域の支援活動に参加することも必要です。

基本方針5 (2) ② 避難訓練の実施及び避難場所の体制づくり

◇ 対象者 支援を必要としている人

◇ 担い手 町内自治会、障害者等の要支援者団体、市など

◇ 取組み内容

- ・ 参加者が役員や一部の人のみでなく、支援を必要とする人が進んで参加できる避難訓練を実施します。
- ・ 実施にあたっては、地域全体としての意識改革が必要です。そのためには、災害時に支援を必要とする人から、どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておく等、普段から近隣との情報交換や積極的な交流を行うことが大切です。
- ・ 現在、市全体で取り組んでいる、自主防災組織の設置についても進めます。
- ・ 要支援者団体と市などによる話し合いの場をつくり、避難場所のバリアフリー化、車椅子用トイレ、授乳場所の確保等要支援者にとって必要不可欠なものに対することについて検討をしていきます。

若葉区地域福祉計画

基本目標

だれもがいきいきと暮らせるしあわせのまち若葉区

— あなたとわたしでつくる支えあう地域福祉の実現を目指して —

5つの仕組み（基本方針）

15の施策の方向性

29の課題解決に向けた提案

仕組み 1

だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

- 1 近隣同士がふれあう機会をつくる
 - (1) 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進
 - (2) 子どもたちを見守り育てる活動の実施
- 2 世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる
 - (3) 公園やサークル活動を利用した交流機会の創出
 - (4) 福祉施設等でのふれあい交流活動の実施
- 3 気軽に過ごせる場所をつくる
 - (5) 気軽に過ごせる拠点（ふれあいハウス・サロン・センター）の創出
 - (6) 多様な仲間づくり、市民活動の促進

仕組み 2

あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

- 4 身近なところから支えあいの機運を高める
 - (7) 仕組みづくりの啓発活動（助けあいシステムへのとっかかり施策として）
 - (8) 活動の中核となれる人材の発掘
 - (9) 私たちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置
- 5 支えあうシステムをつくる
 - (10) 助けあい支えあいシステム
 - (11) 地域でできる介護予防

仕組み 3

備えあれば憂いなし、
安全と見守りの仕組み
をつくりましょう

- 6 防犯・防災意識を高め実践する
 - (12) 防犯・防災意識の啓発活動
 - (13) 防犯・防災巡回の実施
- 7 要支援者を見守る
 - (14) 要支援者の把握
 - (15) 要支援者を見守る体制の整備
 - (16) 民生委員・児童委員の活動支援
- 8 緊急時の支援システムをつくる
 - (17) 緊急時避難誘導システムの構築
- 9 障害者を支援する環境を整える
 - (18) 障害者福祉施設整備の充実
 - (19) 障害者支援のための規程の整備
- 10 バリアフリーをすすめる
 - (20) 地域バリアフリー計画
- 11 交通問題を改善する
 - (21) 交通不便地区の解消
 - (22) 交通バリアの解消

仕組み 4

必要な情報が行き渡り、
気軽に相談しあえる仕
組みをつくりましょう

- 12 身近に情報が得られ相談できる
 - (23) 地域福祉に関する情報のホームページ開設
 - (24) 地域版「よろず相談窓口」の構築
 - (25) 身近な場所に出張相談

仕組み 5

世代を超えて、ともに
学びあい参加できる仕
組みをつくりましょう

- 13 家庭や地域で福祉の心を育む
 - (26) 福祉のこころを育む活動の推進
- 14 人材を発掘し活用する
 - (27) わかばボランティアクラブの発足
 - (28) ふれあいワーク&ショップ活動の創設
- 15 福祉を学び実践する
 - (29) 地域での福祉教室の開催と活動支援

《主な取組み》

提案No.1 向こう三軒両隣ふれあい運動の推進

- ◇主な対象者 全ての地域住民
- ◇主な担い手 自分自身、家庭、ボランティア、町内自治会、市社会福祉協議会、社会福祉協議会地区部会、小中学校など
- ◇内 容
 - はじめは自分自身、あるいは家庭での日常的なあいさつが励行できるよう努めます。
 - ポスターやステッカーづくりなどであいさつ運動の啓発に取り組めます。
 - 生活マップづくり（ごみ収集や医療機関情報、お店情報やバリアフリーマップなど）やその配布を通して交流を深めます。
 - いつも誰かの手助けを受けるばかりではなく、自らのできる手助けをすることで、相互の信頼やきずなが深まるようなまちがつくられるよう努めます。

提案No.10 助けあい支えあいシステム

- ◇主な対象者 高齢者、障害者、児童等、支援を必要とする人
- ◇主な担い手 町内自治会、社会福祉協議会地区部会、NPOなどの各種団体
- ◇内 容
 - 若葉区貝塚北部自治会で実施している互助組織などを参考にしながら、買い物代行、通院、ごみ出し、話し相手、公共機関などへの手続き、安否の確認など、日常生活全般への助けあいシステムをつくります。
 - 担い手となる町内自治会をはじめ各種賛同団体内での啓発、先行事例の学習会、ニーズの把握などに努め、共通認識を図ります。
 - 相互支援組織を立上げる際は、保険等規程の整備や支援者・利用者の募集なども必要です。その上で試行実施し、実施可能なところから実践活動を開始していきます。

提案No.17 緊急時避難誘導システムの構築

- ◇主な対象者 独居高齢者、障害者など
- ◇主な担い手 町内自治会、自主防災組織など

◇内 容

- 町内自治会などに、普段から支援チームを編成しておき、大地震、台風、大雨等による災害時の避難誘導をスムーズに、的確に実施できるようにします。
- 優先避難対象者を、本人との合意の下にリストアップし、避難誘導マップを作成します。
- 要支援者の情報やデータをもつ行政は、「避難マニュアル」や「優先避難対象者マップ」の作成のため、プライバシーに配慮しつつ可能な支援を行います。

提案No.25 身近な場所に出張相談

- ◇主な対象者 情報を必要としている人、相談したいと思っている人
- ◇主な担い手 地域の保健・福祉施設、民生委員・児童委員、町内自治会、社協区事務所、学校など

◇内容

- 地域の特性に合った場所（公民館・自治会館等、その地域の人が行きやすい場所）に相談窓口を開設し、実体験のある人（施設職員・ケアマネージャー・介護経験者、大学等の研究機関など）の方に相談を受けてもらいます。
- その相談内容の解決や支援に繋がる具体的な回答を、その場で提供できるよう、“必ずその場で支援につなげる体制”を整備する必要があります。
- 実体験のある人だけでなく、ボランティア団体や広く地域の人から支援者を募り、相談事業を支援する会を組織するなどの検討が必要です。

提案No.26 福祉のこころを育む活動の推進

- ◇主な対象者 すべての地域住民
- ◇主な担い手 家庭、町内自治会、小中学校など

◇内 容

- ポスター等で、差別やいじめのない社会づくりの啓発運動を行います。
- 日常の中で起こっている何気ない出来事から、多くの人々が、傷ついていることを知り、差別やいじめをなくすための取組みについて考える機会をもち、実践活動へとつなげます。
- 差別やいじめを見て見ぬふりをしないで、だれかが声をかけ、見守っていることを伝え、相談・支援の仕組みへとつなげていくことが必要です。

緑区地域福祉計画

基本目標

「区民一人一人が手を結びあい、心あたたまる地域の活性化をめざし、
住みよいまちを創造していく」

5つのキーワード（基本方針）

取組み（解決策）

1 コミュニケーション （交流・ふれあい・社会参加）

- ①地域での交流、ふれあいの機会に対する希望の把握
 - ・高齢者の希望 ・子どもの希望 ・障害者(児)の希望
- ②家庭内で取組むコミュニケーション
 - ・お年寄りや両親の体験話を大切にしよう ・家族中心の食事の場を大切にしよう ・家族共通の話題を見つけよう、一緒にテレビを見よう
- ③地域で取組むコミュニケーション
 - ・老人つどいの家の活用 ・いきいき・ふれあい(カ)の拡充 ・地域の行事に参加しよう
 - ・地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催 ・子ども会で集団生活の決まりを学ぼう
 - ・ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう ・核家族家庭の子育て不安を解消
- ④福祉活動・学習を通じてのコミュニケーション
 - ・障害者(児)がすすんで参加できる行事 ・シンポジウムの開催
 - ・地域間交流の機会をつくる
- ⑤地域活動の活性化・相談機能の充実
 - ・老人クラブの活性化 ・子ども会の活性化 ・町内自治会の活性化
 - ・よろず相談 ・既存の交流の場における相談 ・精神障害者の相談の場の設置
- ⑥コミュニケーション支援のネットワークづくり
 - ・組織化 ・活動 ・環境整備

2 施設の活用(居場所・安らぎ・学び)

- ①施設利用希望者実態把握
 - ・医療・介護支援 ・障害者(児)施設支援 ・学び、趣味、集いの支援
- ②施設の受け入れ体制の把握
 - ・施設の受け入れ体制とその内容、活動
- ③元気な高齢者への支援
 - ・つどいの支援 ・元気な高齢者によるボランティアの支援
- ④要支援者のための支援
 - ・施設の紹介・運営 ・子どもたちの学び、体験の支援 ・障害者(児)自立への支援

3 緊急時の
支援（安全・安
心・安住）

⑤ボランティア活動

・運営管理協力の支援 ・施設を使つての運動、イベントの支援

⑥施設の活用の支援ネットワークづくり

・各地域団体とのネットワークの構築 ・情報提供

①家庭で取組む

・緊急時に備える ・向こう三軒両隣の意識

②要支援者の実態把握

・実態把握 ・避難場所

③支援体制の整備

・計画・立案 ・情報伝達

④防災設備・訓練の充実

・自主防災組織の組織化の促進 ・防災設備の整備 ・防災訓練の充実 ・防災知識の普及

⑤ボランティアの人材育成と組織化

・組織化 ・確保 ・育成

⑥身近な災害・犯罪被害の防止対策

・身近な災害、犯罪被害の防止対策 ・広報活動

⑦公共機関との連携

・公共機関との連携 ・医療機関との連携 ・各ボランティア活動団体との連携

⑧緊急時の支援ネットワークづくり

・組織化 ・構成メンバー・活動

4 身近な生活
支援（手伝い・助
け合い・声かけ合
いの輪を）

①日常生活支援

・生活関連支援 ・通院・通所支援 ・日曜大工

②活動するための支援

・障害者(児)の手づくり製品の展示、即売支援 ・子ども会活動支援 ・学び・遊びの支援

・コミュニケーション支援

③要支援者の家族のための支援

・乳幼児の一時預かり支援 ・障害者(児)の家族の支援 ・時間外の保育支援

④相談・見守り

・見守り ・子育て相談 ・相談会 ・講習会の開催 ・まちの安全点検 ・不登校児に対する相談・学習支援

⑤身近な生活支援の協力体制ネットワークづくり

・組織化と活動 ・活動分野別の総合支援ネットワークの構築 ・ボランティア及びコーディネーターの養成

5 交通対策
(気軽に便利に行
動を)

- ①家族による協力
 - ・移動手段の提供
- ②地域住民による協力
 - ・移動手段の提供
- ③実態把握
 - ・要支援者の実態把握
- ④地域団体による移送サービス事業の検討
 - ・地域団体による移送事業サービス ・ 諸経費、交通事故対策
- ⑤交通バリアフリー化の促進
 - ・公共交通機関のバリアフリー化 ・ 歩道等のバリアフリー化
- ⑥地域交通基盤ネットワークづくり
 - ・組織化 ・ 活動 ・ 行政の役割

《主な取組み》

キーワード4 身近な生活支援

□ 日常生活支援

○生活関連支援

買い物、掃除、洗濯、布団干し、庭の草取り、ごみ出しなどの日常の家事を行うことが困難な高齢者や障害者(児)に対し、家事支援を行います。また、簡単な血圧測定や散歩など健康増進活動についても支援します。

○通院・通所支援

一人で病院や福祉施設へ出向くことが困難な方に対し、送迎などの支援を行います。

○日曜大工

住宅の簡単な補修など、日曜大工的な支援を行います。

キーワード3 緊急時の支援

□ 身近な災害・犯罪被害の防止対策

○身近な災害、犯罪被害の防止対策

防犯パトロール隊を組織し、地域住民に対し、声掛けや犯罪に対する注意を喚起し、犯罪の未然の防止に努めます。また、遊歩道・公園等に街路灯・防犯灯などの設置に努めます。

○広報活動

商店、新聞配達員、郵便局員等への協力依頼もすすめながら、犯罪被害防止のためのポスター等による広報活動を行います。

キーワード1 コミュニケーション

□ 地域で取組むコミュニケーション

○老人つどいの家の活用

趣味の集まりやレクリエーションを通じて、個人や地域の問題、悩みなどを出し合い、聞き合う場としても機能するよう努めます。

○いきいき・ふれあいサロンの拡充

外に出られない人、出たくない人のために、ふれあい・いきいきサロンを個人宅でも行っていきます。これらの高齢者たちが、環境を整えば外に出て、活動できるようになることを目標とします。

○地域の行事に参加しよう

お祭りや、運動会など、地域で行う行事へ積極的な参加を呼びかけ、古くから住んでいる人は地域を育て、新しく住み始めた人にとっては、地域を知る機会づくりとします。

○地域でのバザーやスポーツ会、朝市の開催

日常では、接する機会の少ない住民同士、または、健常者と障害者(児)や高齢者の交流の機会として、地域でバザーやスポーツ会、朝市などを開催するように努めます。さらに、地域企業の参加を勧めていくよう努めます。

○子ども会で集団生活の決まりを学ぼう

異年齢の子どもたちが集まる子ども会に積極的に参加し、決まりを守ること、一つのことに向かってみんなで助け合って物事を成し遂げることの楽しさ、我慢を学びます。(自我と自制心の育成)

○ふるさとの文化行事を通して先人の業績を学ぼう

地域に伝わるお囃子、お神楽、伝承遊び等を通して、行事と生活、祈り、文化、先人の生き方を学んで、現代生活にいかすことの大切さを知ろう。

○核家族家庭の子育て不安を解消

子育て不安解消のため幼稚園、保育所(園)が、定期的に地域の母親との話し合う機会や、土曜日、日曜日の園庭開放による遊びの場の提供に努めます。

キーワード5 交通対策

□ 家族による協力

○移動手段の提供

まずは、家族による協力が何よりも不可欠です。外出したくても、自力では出られず、家族に助けてもらいたくても、忙しいからと、家族に遠慮しているケースも多いようです。身近な家族で協力をしましょう。

美浜区地域福祉計画

基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜づくり

高齢者や障害者と分けるのではなく、高齢者も障害をもつ人も、子育て中のパパ・ママも、子どもたちも、すべての人が隔てられることなく、美浜区の大切な住民です。

さまざまな個性や価値観をもつ人がいるからこそ、真の意味で豊かなまちとなれるのではないのでしょうか。地域みんなが主役になれるまち、多様な価値観を排除するのではなく一つ一つに向き合ってこそ「豊かなまち」であると考えられます。

4つの基本方針

15の施策の方向性

39の今後の取組み

I 市民主体による協働のまちづくり


- 1 町内自治会・社協地区部会・NPO等による地域住民の生活支援
 - (1) コミュニティビジネスによる地域住民の生活支援
 - (2) 小学校区を単位とした「地域福祉まちづくり会議」の設置
 - (3) 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築
- 2 安心、見守り体制の構築
 - (4) 学校と地域の連携した防災訓練の実施
 - (5) 災害発生時の対応マニュアルの整備
- 3 地域の世話役づくり
 - (6) 地域福祉を推進する地域活動団体の連携強化
 - (7) 新しい近隣づくり活動
- 4 市民に身近な公的支援
 - (8) 区役所の機能の活用と窓口サービスの向上

II 必要な情報が、いつでも得られ相談できるシステムづくり

- 5 情報発信の強化
 - (9) コンビニ・郵便局等での福祉サービス情報の提供
 - (10) 回覧板の電子データ送付、インターネットでの掲示
 - (11) 市政だよりの対象者別翻訳版の作成
 - (12) 福祉サービス情報提供の携帯メール活用
- 6 身近な相談者の確保
 - (13) 民生委員・児童委員と地域組織との協力体制の充実
 - (14) 支援を必要とする人（要支援者）とのコミュニケーション

7 相談窓口の機能強化

- (15) 相談履歴の電子化
- (16) 相談窓口への補助員配置
- (17) あんしんケアセンター（地域包括支援センター）の設置



III 誰でも暮らしやすい環境づくり

8 地域での定住、在宅での安心した暮らしの確保

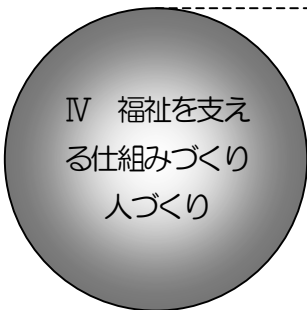
- (18) 住宅の耐震補強、バリアフリー化
- (19) 高齢者世帯等の住み替えの支援
- (20) コレクティブハウジングなどの多様な住まいの設置促進
- (21) 障害者・高齢者の地域での雇用促進
- (22) 地域ケアセンター機能の検討
- (23) 在宅医療福祉の充実

9 居場所、交流の場づくり

- (24) 小中学校の余裕教室・空き教室活用
- (25) フリースペースの確保と運営管理体制の検討
- (26) 町内自治会、公営住宅、民間集合住宅の集会所の活用
- (27) 空き家、空き店舗を活用したコミュニティスペースの提供

10 交通手段の充実

- (28) 福祉バス、低床バス、移送サービスの導入



IV 福祉を支える仕組みづくり
人づくり

11 社会福祉協議会の機能強化

- (29) 地域福祉権利擁護事業の充実
- (30) 成年後見制度の利用支援

12 災害時における要介護者の避難支援

- (31) 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り
- (32) 災害発生時の介護サービス事業者による要介護者、要支援者の安否確認、障害者の通所施設事業者による障害者の安否確認

13 「福祉意識の醸成」・「人権意識の確立」

- (33) 障害を持つ人があたりまえに暮らすことの保障
- (34) 高齢者・児童虐待予防
- (35) 福祉教育の充実
- (36) プライバシーを尊重した福祉活動の推進

14 ボランティアセンターの機能強化

- (37) 美浜区ボランティアセンターの機能の充実
- (38) ボランティアリーダーの養成

15 総合的な福祉施策の推進

- (39) 市民参加条例制定と条例に基づく各種施策の推進

《主な取組み》

今後の取組み3 地域を支え合う「あんしん支え合いネット」の構築

アンケート調査結果によると、地域の関わりについて美浜区全体では「ほとんど近所づきあいはない」7.4%「顔を合わせればあいさつする程度」56.8%で両方合わせると64.2%にもなり、地域社会のつながりが大変希薄化しています。

そのため孤独死、孤立、孤独の問題が発生しており、住民同士の支え合いやコミュニティの再構築が求められています。

そこで、誰もが住みなれたまちで、安心して暮らせるまちづくりを目指して地域住民が主体となり行政と協働でつくる「あんしん支え合いネット」を提案します。

あんしん支え合いネットは、拠点に相談員を配置して家庭のよろず相談ごとや緊急事態に対応し、行政サービスでカバーしきれない、いろいろなサービスを緊急対応的に地域住民の力で対応しようとする支え合いネットで、誰もが住み慣れた所で安心して暮らせるノーマライゼーションを目指します。

拠点の相談員には社協地区部会や民生委員児童委員協議会等地域のボランティア団体や個人からボランティアを広く募ります。相談員の充実により24時間電話相談体制をめざします。

また、拠点では民生委員・児童委員、社協地区部会の相談窓口を設置し、顔の見える地域福祉を推進します。拠点相談員では難しい事例は行政や各地域の支援団体と連携をとって必要な福祉サービスに結びつけます。

今後の取組み19 高齢者世帯等の住み替えの支援

集合住宅の上層階に高齢者世帯が居住している場合、低層階に空き家が生じたり、若年世帯が居住している場合に、高齢者世帯の低階層への住み替えを行うことは、日常生活上の支障を緩和する手段として有効です。

このため、住み替え先となる低層階の空き家に関する情報提供を行い、住み替えに係る経済的負担を軽減するための方策等について検討します。

また、高齢者が子どもなどの家族と同居・近居することは、高齢者の不安感・孤独感の軽減に資することから、そのような同居・近居のための住み替えを支援するための方策も検討します。

今後の取組み 2 5 フリースペースの確保と運営管理体制の検討

自由気ままに集まった人で好きなことをするフリースペースが、身近なところに作られることが必要とされています。

子ども・子育て中の家族、高齢者、障害者などそれぞれが独自に集まる場として、あるいはだれでも参加できる制約のない場として、その対象によっていろいろな形が考えられます。

たとえば、知的障害児の親と子のフリースペースとしては、放課後や長期休暇中など、知的障害児が学校以外に地域で過ごせる居場所がないので、自由に気軽に集まれる場・交流の場が望まれています。

まず、特殊学級や養護学校に通う保護者の方にアンケート調査を実施しニーズを把握し、家族が何でも話せる会など、小さな集まりから始めて少しずつ広げていきます。

家庭での療育に役立つ道具や遊びを用意して好きなことができる場、また地域の方々との交流の場などへ発展させていきます。

運営方法は、障害児家族や子どもが大きくなった先輩家族が協力して行い、ボランティアが支えるという形態などが、考えられます。

今後の取組み 3 1 障害者・要介護者の避難訓練の実施及び避難場所の体制作り

災害が発生した場合、安全な場所への避難行動や避難場所での生活において大きな困難が生じ、周りの人の手助けを必要とする人たちがいます。

そのような「災害弱者」と言われている人たちから、災害が起きた時どのようなサポートが必要か申し出を受け、必要なサポート毎に、地域の中で支援者とその役割分担を事前に決めておきます。

防災訓練では申し出の内容にあったサポートが確実に実行できるよう、自主防災組織の協力により、「エレベーターが停止した場合を想定した、車椅子の要介護者を高層階から降ろす訓練」、「障害者、要介護者、支援者を避難場所に誘導する訓練」などを実施します。

また、そのような人の中には避難所生活を送るうえで、障害の種類により特別な配慮が必要な人がいることが考えられるので、その点についても、ボランティアの人たちも含めて、支援する人が正しい知識を持つための避難所マニュアルの作成や研修の実施を検討します。

発 行	平成18年3月
編集・発行	千葉市 保健福祉局 保健福祉総務課 〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1
電 話	043-245-5158
F A X	043-245-5546
電子メール	somu.HW-kc@city.chiba.lg.jp

